

2020年度 第4回町田市障がい者施策推進協議会 次第

2020年10月23日（金）10時00分～

町田市庁舎2階 市民協働おうえんルーム

【1】開会

【2】議事

次期計画 素案の検討について

次期計画素案について、パブリックコメント前の最終検討を行います。

【3】報告事項

(1) 2019年度 町田市における障害者差別解消法に関する取組み

(2) 2019年度 町田市における障がい者虐待の状況について

【4】その他

【5】閉会

資料1 (仮称) 町田市障がい者福祉計画 21-26 (案)

資料2 (仮称) 町田市障がい者福祉計画 21-26 (案) に対する各部会からの意見と
対応状況

資料3-① 2019年度 町田市における障害者差別解消法に関する取組み

資料3-② 障害者差別解消支援地域協議会について

資料3-③ 障がい者差別相談窓口のチラシ

資料4 2019年度 町田市における障がい者虐待の状況について

次回の協議会について

2020年度 第5回町田市障がい者施策推進協議会

日程：2021年1月予定

(仮称) 町田市障がい者福祉計画
21-26
(案)

町 田 市

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

1 基本理念（一番だいじな想い）	3
2 基本視点（大切に考える考え方）	5
3 基本目標（とりくみの大きな柱）	6
4 計画の位置づけと期間	7
5 施策の体系（とりくみの全体像）	9

第2章 町田市がとりくむこと

用語の説明	12
分野別の課題と施策	13
1 学び、文化芸術、スポーツ活動のこと	13
2 暮らすこと	17
3 日中活動・働くこと	24
4 相談すること	33
5 家庭を築くこと・家族を支えること	37
6 保健・医療のこと	41
7 情報アクセシビリティのこと	43
8 生活環境と安全・安心のこと	47
9 差別をなくすこと・権利を守ること	51
10 行政サービスのこと	55
11 理解・協働のこと	57
国の指針と町田市の考え方	62

第3章 計画の実現に向けて

1 計画の推進のために	73
2 計画の点検と評価	76

巻末資料

・ <u>障がい福祉サービスの内容</u>	78
・ <u>地域生活支援事業の内容</u>	81

第1章

計画の基本的な考え方

1

基本理念（一番だいじな想い）

いのちの価値に優劣はない

町田市では、障がいがある人の施策について 1998 年からずっと「いのちの価値に優劣はない」と考え、市民一人ひとりのいのちの尊さを、等しく輝かせることができるようとりくみをすすめてきました。

町田市の考える「いのち」には、3つの意味がこめられています。

1つ目は、「生命」の意味の「いのち」です

障がいがある人もない人もみな、さすかった命を大切に
また、だいじにされて生きる権利をもっています。

2つ目は、「生活」の意味の「いのち」です

生まれた命は、遊び、学び、働き、仲間とすごし、いろいろな活動に参加します。
地域で暮らしていくその毎日は、生活となり、社会とのかかわりとなります。
生活の主人公は、皆さん一人ひとりです。だれもが自分の意志で
必要な支援を受けながら、日々の生活を選ぶ権利をもっています。

3つ目は、「人生」の意味の「いのち」です

毎日の生活は、成長とともに学校に通ったり、仕事や活動をしたり
時には病気になったり、家庭をつくったり、子どもを育てたり、誰かを支えたり
支えられたりすることで、かけがえのない人生となります。
人生のどのような段階にいても、障がいを理由に制限されることなく
自分の意思で、自分の人生を決める権利をもっています。

これらの「いのち」の尊さは、障がいがある人もない人もみな同じです。

町田市では、市民のだれもがもつこれらの権利を

一番だいじにしてこの計画をつくります。

共生社会の実現に向けて

「いのち価値に優劣はない」という考えは、わたしたちの社会の中に置き換えると、次のような3つの社会につながっています。これらが実現された「共生社会」※1を
目指していく必要があります。

「生命」の意味
の「いのち」

「生活」の意味
の「いのち」

「人生」の意味
の「いのち」

（１）差別のない社会

すべての人が障がいについての理解を深め、

○障がいを理由とした差別を受けることなく、一人ひとりにあった合理的配慮※2 が提供される社会。

○障がいの有無によって分けへだてられることのない社会。

○人格と個性が尊重される社会。

（２）障壁のない社会

障がいがある人の生活を制限しているものや慣例などの障壁・困難が取りのぞかれ、

○あらゆる活動に参加でき、安心して、豊かな生活がもらえる社会。

○制度・施設・設備・サービス・情報などを利用しやすい社会。

（３）ともに生きられる社会

障がいがある人が人生のさまざまな場面で適切な支援を受けながら、

○誰と、どこでどのように暮らすかを、自ら選ぶことができる社会。

○**障がいがある人**も、ともに育ち、学び、暮らすことができる社会。

※1 共生社会

障がいの有無にかかわらず、すべての人が互いに人格と個性を尊重しあい、理解しながら生きていく社会のことです。

※2 合理的配慮

障がいがある人がない人と同等に暮らしたり、学んだり、働いたりといったいろいろな活動をする上で、必要な変更をしたり調整したりすることです。障害者権利条約を批准し、施行された障害者差別解消法では、障がいのある人から社会との間にある障壁を取り除いて欲しいという意思の表明があった場合に、合理的配慮をおこなわないことも差別になるとされ、行政機関にはおこなうことが義務づけられました。東京都でも2018年10月には、差別解消条例が施行され、民間事業者に対しても合理的配慮の提供が義務づけられています。なお、この計画では、合理的配慮を、「障がいに応じた配慮や支援」などと表現している場合もあります。

2

基本視点（大切に考える方）

町田市は、この計画をつくるにあたって、3つの**視点**を意識して検討をすすめました。この3つの**視点**は、計画をつくるときだけでなく、さまざまな施策を実施する際にも大切にしていきます。

視点（１）「障がいがある人」のとらえ方をひろげる

「**障がいがある人**」とは、障害者手帳所持者だけではありません。身体、知的、精神の障がいだけでなく、身体や精神のさまざまな機能の障がいや難病などの人も含みます。障がいや疾病によって生じる障壁や、まわりの人や社会環境との間における障壁によって生活のしづらさをかかえている人ととらえます。

この計画では、「**障がいがある人**」を単に支援される対象としてみるだけでなく、自らの意思によって社会に参画する主人公としてとらえました。

視点（２）自分で決めることを大切にする

障がいがある人が、障がいのない人と同じ基本的人権をもつ、かけがえのない個人として尊重され、必要な支援を受けながら、だれもが自分のことは自分で決めることができる、また、自分に関わることを自分抜きで決められることのない社会の実現が大切です。

この計画をつくる際も、**障がいがある人**やその家族が、主体的に関わることできるよう配慮するとともに、その意見を尊重しました。

視点（３）さまざまな障がいや個別の状況に配慮する

障がいがある人といっても状況はさまざまです。とくに障がいのある女性については、障がいに加えて女性であることによって、さらに困難な状況におかれている場合があります。また、障がいのある子どもには、成人の**障がいがある人**とは違う支援の必要性があります。

施策の検討にあたっては、性別、年齢、国籍、障がいの状態、生活の実態などのほか、発達障がい、難病、高次脳機能障がい、視聴覚の障がいをあわせもつなど、個別の状況に十分留意しました。

3

基本目標（とりくみの大きな柱）

町田市は、一番だいじな3つの「いのち」の考えと3つの社会の実現に向け、実態調査等の結果を踏まえて、この計画期間の大きな目標を次のように定めます。

第3章で示している分野ごとの施策の「重点施策」は、市がとりくむ施策の中で、特にこの目標との関連が強いものを選んでいきます。

目標1 地域での暮らしを生涯にわたって支える仕組みをつくる

障がいがある人の重度化・高齢化や「親亡き後」などの問題があるなかで、障がいがある人が希望に応じ住み慣れた地域で暮らしつつけられるようにする必要があります。

障がいがある人が心と体を健やかに保ち、安心して地域で暮らしつづけるため、福祉はもとより、保健・医療、情報保障、防災、学び・文化芸術・スポーツなどあらゆる分野で障がいがある人に配慮したとりくみや支援体制の整備をすすめることが重要です。

目標2 障がい理解を促進し、差別をなくす

障がいを理由に異なる扱いを受けたり、合理的配慮が受けられないといった障がい者差別を感じている人が多くいます。

障がいがある人が、分けへだてなく地域社会で暮らせるようにするために、障がい者差別をなくしていく必要があります。すべての市民や事業者等が、障がいや障がいがある人について理解を深めるとともに、障がい者差別を解消する法律等に基づいて、障がいがある人の権利を擁護していくことが重要です。

<町田市暮らしの状況・生活の困り事に関する調査（実態調査）>

市では2019年度に、「障害福祉サービス等を利用している障がいがある人」「障害福祉サービスを利用していない障がいがある人」「福祉施設入所者」「精神科病院の長期入院者」を対象に、計画策定の基礎資料並びに施策を推進する際の参考とするため、暮らしの状況や生活の困り事などについての調査を実施しました。

4

計画の位置づけと期間

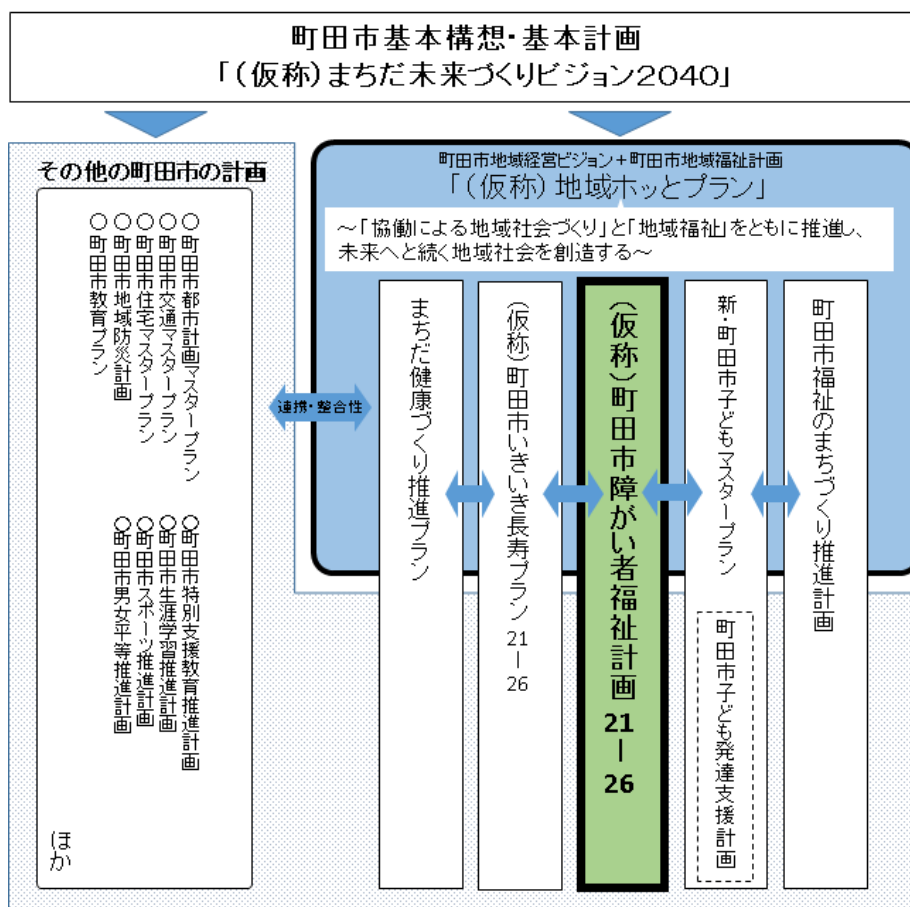
計画の位置づけ

- ・この計画は、町田市基本構想・基本計画「（仮称）まちだ未来づくりビジョン2040」を受けて策定する部門計画のひとつで、特に、多様性の理解や共生社会の実現に関する施策と連動しています。
- ・「協働による地域社会づくり」と「地域福祉」の推進を目的として2021年度に策定される「（仮称）地域ホッとプラン」の下位計画の1つとして位置付け、子ども、高齢・介護、保健・医療分野の計画との有機的な関係を特に意識して策定されています。
- ・この計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する「市町村障害者計画（町田市障がい者計画）」と障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画（町田市障がい福祉事業計画）」を一体的に策定したものであり、市における障がい者施策を総合的かつ計画的に推進する役割をもちます。

	法的な位置づけ	計画の性格	策定の内容	
町田市障がい者計画	障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」	・ 障がいがある人の施策の基本計画	・ 障がいがある人の施策の基本理念や方向性	・ 基本的な方向性を具体化するための施策や事業（実行プラン）
町田市障がい福祉事業計画	・ 障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」	・ 障害福祉サービス、相談支援や地域生活支援事業の提供体制について定める計画（国から指針が示される）	・ 障害者総合支援法の各種サービス（施設通所、ホームヘルプ、短期入所など）の見込量や達成目標	

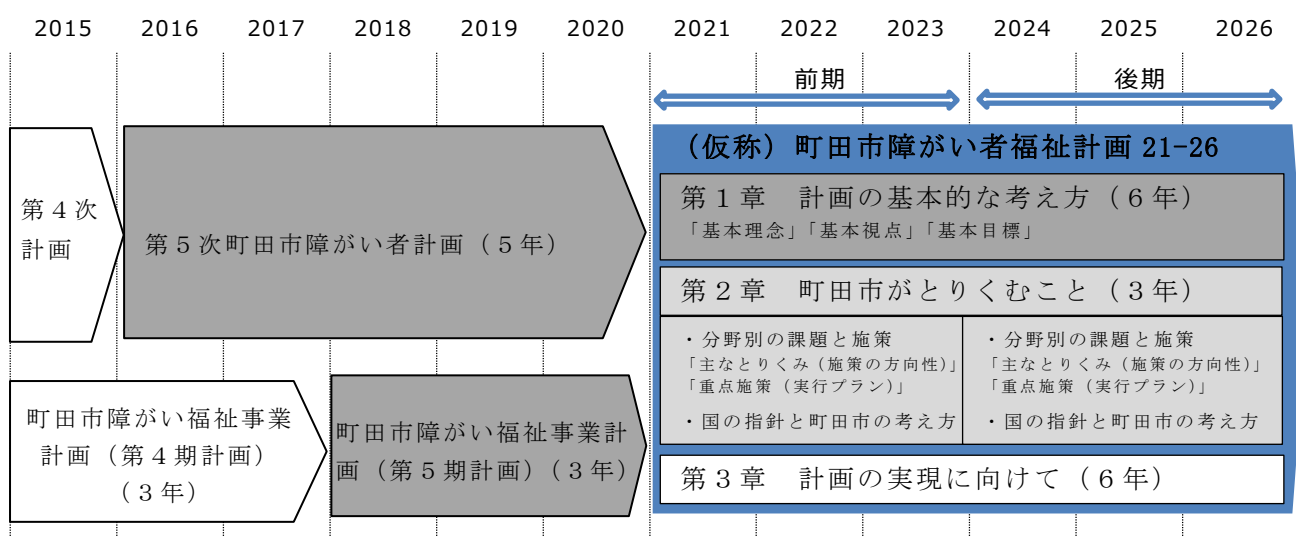
- ・なお、児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」は、障がいの有無にかかわらず、すべての子どもが共に成長できるよう、町田市における子ども施策の基本計画である「新・町田市子どもマスタープラン」の下位に位置づけ、「町田市子ども発達支援計画」として策定されています。
- ・この計画は、福祉に限らず、学び、文化芸術、スポーツなど**障がいがある人のく**

らし全般に関わる計画であることから、全庁的な視点を持ち他の部門計画との整合をはかって推進していきます。



計画の期間

- ・計画期間は 2021 年度から 2026 年度の6年間とし、2021 年度から 2023 年度までの3年間を前期、残りの期間を後期とします。



- ・なお、国の動向や社会情勢が変化した場合、計画期間中であっても必要な見直しをおこないます。

5

施策の体系（とりくみの全体像）

基本理念		基本目標		施策分野		重点施策（実行プラン）	
いのちの価値に優劣はない	1 地域での暮らしを生涯にわたって支える仕組みをつくる	1 学び、文化芸術、スポーツ活動のこと		4 学ぶ喜びや達成感を味わうこと	- 小学生を対象とした障がい者スポーツ体験教室開催 - 障がい者の学習成果を発表する場の充実	重点施策 1	P15
		2 暮らすこと		3 心身の健康を維持し、生活の質を高めること	- 地域生活支援拠点等が有する機能の充実 - 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた保健・医療・福祉の連携 <u>重い障がいがある人が利用できるグループホームのあり方の検討</u>	重点施策 2	P16
		3 日中活動・働くこと		8 働きがいややりがいを感じること	- 既存の事業所の活用による、重い障がいのある人の日中活動の場の確保方策の実施 - 障がいがある人の就労に関する実態調査 - 障がい者就労・生活支援センター等を中心とした連携強化会議	重点施策 3	P20
		4 相談すること			- 相談支援体制の強化 （仮称）課題を抱え孤立している障がい者・家庭への相談支援	重点施策 4	P20
		5 家庭を築くこと・家族を支えること			短期入所事業所の基盤整備	重点施策 5	P21
		6 保健・医療のこと		10 医療機関での受診や治療を受けること	医療機関に対する障害者差別解消法の周知	重点施策 6	P28
		7 情報アクセシビリティのこと			①市からの情報発信のバリアフリー化推進事業②手話通訳の普及促進 - サービス・支援機関等の情報提供事業	重点施策 7	P29
		8 生活環境と安全・安心のこと		11 災害時に安全な生活を送ること	避難体制の充実	重点施策 8	P29
		9 差別をなくすこと・権利を守ること		10 公平な社会を実現すること	町田市障がい者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例制定	重点施策 9	P35
		10 行政サービスのこと		16 行政サービスの利用がしやすいこと	行政窓口における意思疎通の環境整備	重点施策 10	P35
	2 障がい理解を促進し、差別をなくす	11 理解・協働のこと			- 理解促進研修・啓発事業 - 支援人材対策事業	重点施策 11	P40
					重点施策 12	P42	
					重点施策 13	P45	
					重点施策 14	P46	
					重点施策 15	P50	
					重点施策 16	P54	
					重点施策 17	P56	
					重点施策 18	P59	
					重点施策 19	P59	

「SDGs」は国際社会が共通の目標としている「持続可能な開発目標」の略称です。

SDGs は、17 の目標と 169 のターゲットからなり、さまざまな不平等や格差をなくすための目標（目標 1 貧困をなくそう、目標 2 飢餓をゼロに）、すべての人への健康と福祉、教育を提供するための目標（目標 3 すべての人に健康と福祉を、目標 4 質の高い教育をみんなになど）、暴力や虐待からあらゆる人を守るための目標（目標 16 平和と公平をすべての人になど）、将来の子どもたちに豊かな自然を残すための目標（目標 14 海の豊かさを守ろう、目標 15 陸の豊かさも守ろうなど）など、私たちにも深く関連する目標がかかげられています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



この計画は、SDGs の目標のうち特に、「3 すべての人に健康と福祉を」「4 質の高い教育をみんなに」「8 働きがいも経済成長も」「10 人や国の不平等をなくそう」「11 住み続けられるまちづくりを」「16 平和と公平をすべての人に」の 6 つのゴールとのかかわりが深く、これらの目標への貢献も意識したとりくみとなっています。

第2章

町田市がとりくむこと

用語の説明

分野別の課題と施策

現状と課題

調査結果や現計画の振り返りなどを踏まえた分野別の現状と課題。

主なとりくみ

個別具体的な事業ではなく、「現状と課題」をふまえたとりくみの方向性を示すもの。計画期間中は記載されたとりくみ内容に沿って具体的なとりくみを検討・実施していく。

重点施策（実行プラン）

「主なとりくみ」の中から、基本目標に照らして重点的にとりくむべき内容として選ばれたもの。具体的な事業を設定し、目標値などを定めて年度ごとに進捗管理を行う。

この分野に関係するサービスの見込量

計画期間における障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込。

※各サービスの2020年度実績については、計画策定時点で実績が確定していないため、年度末時点の実績の予想を掲載しています。

国の指針と町田市の考え方

施設に入所されている人等の地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった、**障がいがある人**が自立した生活をおくる上での課題に計画的に対応するために、計画策定にあたって国が示す指針の内容と、それに対する町田市の考え方。

課題に対するとりくみがどの程度すすんだかを評価するための指標も設定。

分野別の課題と施策

1

学び、文化芸術、スポーツ活動のこと

担当部署：文化振興課、スポーツ振興課、オリンピック・パラリンピック等国際大会推進課、障がい福祉課、生涯学習センター（組織順）

現状と課題

【スポーツ活動】

- 市では、障がい者スポーツ大会の開催、障がい者スポーツ教室・プール教室の実施、スポーツ施設への障がい者スポーツ指導員の配置など、**障がいがある人**がスポーツをする機会の提供や環境整備にとりくんでいます。
- スポーツ施設に関しては、**障がいがある人**の利用が進んでいない状況にあります。障がいがある人にスポーツへの参加機会を提供するため、**障がいがある人**もない人も一緒に楽しめるインクルーシブスポーツ※を推進し、利用促進に向け**障がいがある人**の施設利用案内の情報発信などに**とりくむ**必要があります。
- また、市ではパラリンピックの開催を契機として、子どもたちを対象とした障がい者スポーツ体験教室の開催や大規模な障がい者スポーツ大会の誘致などにとりくんでいます。共生社会の実現に向け、パラリンピック終了後も障がい理解の普及啓発に向けた**とりくみ**を継続していくことが求められています。
- 障がいがある人**を対象にした調査では、知的障がいや精神**障がいがある人**でスポーツ活動への参加を希望する意見が多いにもかかわらず活動機会が少ないといった声があげられています。また、余暇の過ごし方として、スポーツを楽しみたいと回答した人は視覚障がいや聴覚障がい、知的**障がいがある人**で多く、年齢別では学齢期の人が多い傾向となっています。

※インクルーシブスポーツ…子どもから高齢者まで、障がいがある人もない人も一緒に楽しめるスポーツ

【文化芸術活動】

- 2018 年度に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行され、地方公共団体は、**障がいがある人**の文化芸術活動の推進に関して、地域の特性に応じた主体的な**とりくみ**を行うことが求められています。市では、いつでも、どこでも、だれでも、あらゆる文化を楽しむことができるよう、文化芸術活動の推進にとりくんでいます。
- **障がいがある人**を対象にした調査では、知的障がいや精神**障がいがある人**で文化芸術活動を含めた余暇活動への参加を希望する意見が多いにもかかわらず活動機会が少ないといった声があげられています。また、余暇の過ごし方として、芸術や音楽鑑賞を楽しみたいと回答した人は視覚障がいや重度重複障がいのある人で多く、年齢別では 18 歳以上の人で多い傾向がみられます。

【社会教育（生涯学習）】

- 市教育委員会では、**障がいがある人**に対する社会教育（生涯学習）事業を推進しています。
- 生涯学習センターでは、障がいのある青年・成人自ら活動内容を企画する障がい者青年学級を実施しています。青年学級の卒業生で組織した「とびたつ会」が派生するなど活動が広がっています。
- 生涯学習センターでは、その他の**とりくみ**として、2018～2019 年度には文部科学省の委託事業を活用した**障がいがある人**が対象の講座「うたの教室」やダンス講座を実施しました。また、大人の学び直しのかたとしての「まなびテラス」事業を実施しており、発達障がいや高次脳機能**障がいがある人**も参加しています。
- **障がいがある人**を対象にした調査結果から、知的障がいや精神障がい（発達障がい含む）がある人を中心に「**障がいがある人**が参加できる余暇活動が少ない」といった困りごとの自由意見が多くあげられています。
- 市立図書館では、視覚**障がいがある人**や肢体不自由や寝たきり等で来館が困難な人のために、対面朗読、資料貸出（点字、録音、CD、DVD、一般図書等の宅配含む）をおこない、学習を支援しています。
- **障がいがある人**を対象にした調査結果を障がい種別ごとにみると、休日などの過ごし方として読書を希望する人の割合は、視覚障がいが高

なっており、ニーズがうかがえます。また、2019年度には、「視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が施行され、視覚障がい者等の読書環境整備の推進が求められています。

主なとりくみ

【スポーツ活動】

- 引き続き、**障がいがある人**がスポーツを楽しめる機会の提供や環境整備などをおこないます。
- 障がい者スポーツの普及啓発を通じ、障がい理解をひろげます。（⇒重点施策1）

【文化芸術活動】

- 障がいがある人**も文化芸術を楽しめる機会の提供や環境整備などをおこないます。

【社会教育（生涯学習）】

- 障がいがある人**が学び続けられるように、社会教育（生涯学習）の機会や内容の充実に向け**とりくみ**をすすめます。（⇒重点施策2）

重点施策（実行プラン）

重点
施策 1

障がい者スポーツの普及啓発を通じ、障がい理解をひろげます。

事業名	小学生を対象とした障がい者スポーツ体験教室開催		
所管課	オリンピック・パラリンピック等国際大会推進課		
事業概要	市内の小中学校で、障がい者スポーツの体験教室キャラバンをおこないます。		
現状値	目標値		
2020年	2021年	2022年	2023年
896人（パラバドミントン体験会参加予定人数）	1,000人	1,000人	1,000人

重点
施策 2

障がいがある人が学び続けられるように、社会教育（生涯学習）の機会や内容の充実に向けとりくみをすすめます。

事業名	障がいがある人の学習成果を発表する場の充実		
所管課	生涯学習センター		
事業概要	障がいがある人が、社会で生活しながら学び続けられるように、視覚や聴覚などの障がいに応じた学習プログラムを開発します。その上で、発表の場を設けることで障がいがある人の生涯学習を推進します。		
現状値	目標値		
2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
障がいに応じた学習プログラムの開発	障がいに応じた学習プログラムの実施と学習成果の発表の場の実施	障がいに応じた学習プログラムの実施と学習成果の発表の場の実施	障がいに応じた学習プログラムの実施と学習成果の発表の場の実施

この分野に関するサービスの見込量

地域生活支援事業

（1 年あたり）

	実績値			見込量		
	2018 年度	2019 年度	2020 年度 (見込)	2021 年度	2022 年度	2023 年度
スポーツ・レクリエーション教室開催等	3事業	3事業	1事業 ※1	3事業	3事業	3事業

※1 2020 年度について、障がい児者水泳教室、障がい者スポーツ大会は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となりました。

※サービスの内容説明 P81

分野別の課題と施策

2

暮らすこと

担当部署：指導監査課、障がい福祉課、保健所（組織順）

現状と課題

【障がい福祉サービス等】

- ・ 調査では、障害福祉サービスの満足度は外出の支援で6割、訪問支援で7割以上、日中活動の支援で8割弱の利用者が「満足している」「どちらか」といって満足している」と回答しています。一方で、不満の理由としては、時間数や人材の不足が挙げられています。
- ・ 障害福祉サービス未利用者のうち 44.6%の方が支援が必要と感じる困りごとがあると答えた一方で、サービスを利用したいと答えた方はそのうちの 33.8%にとどまり、49.1%の方が「障害福祉サービスのことを知らない、分からない」と答えています。必要とする方が支援を受けられるように周知していく必要があります。

【障がいがある人の地域での暮らし】

- ・ **障がいがある人**（サービス利用者）の 81.2%が家族と暮らしており、また、自宅での支援は家族からが 86.2%、訪問支援サービスが 28.0%となっており（複数回答）、サービスを併用しつつも家族からの支援を受けている現状がうかがえます。その一方で「施設入所の理由」として「家族による介護が難しくなった」が 54.1%あり、家族が介護できなくなると施設に入所せざるを得ない現状が浮き彫りになっています。
- ・ 市内では今後6年間で新たに 300 名以上の知的**障がいがある人**が 50 歳に達し、また、その親の世代が75歳以上の後期高齢者となる見込みです。**障がいがある人**の重度化・高齢化や「親なきあと」に対応した支援が必要です。
- ・ 成人した**障がいがある人**の生活を家族が支えているという現状がうかがえます。**障がいがある人**が地域で自立した生活を送れるよう支援する必要があります。

- ・ 第5期計画中に軽度者のグループホームは充足してきましたが、一方で重度者の入居できるグループホームは不足しています。

【地域生活への移行】

- ・ 施設入所者の地域生活への移行は十分に進んでいません。
- ・ 長期入院の精神障がいの方の地域移行をさらにすすめていくことが必要です。
- ・ 地域生活支援拠点等の整備が求められています。

【精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築】

- ・ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築が求められています。
- ・ 第5期計画期間において、精神障がいがある人を受け入れ可能なグループホームの開設が増え、長期入院の人も含め地域で安心して生活するための基盤整備が進んでいます。
- ・ 保健・医療・福祉分野の連携に関しては、勉強会や情報共有が中心となっており、長期入院されている精神障がいがある人の地域移行等に関する協議の場の設置にはいたっていません。

主なとりくみ

【障がい福祉サービス等】

- ・ 障がいがある人が適切なサービスを受けながら地域で暮らせるよう、障がい福祉サービス等の見込み量を設定し、サービス基盤を整備していきます。
- ・ 訪問系サービスについては、本人や家族の状況の変化に対応した適切な支給決定をおこないます。
- ・ 日常生活用具給付事業については、引き続き、品目や基準額について適切な給付ができるようとりくみます。
- ・ 移動支援事業については、利用者のニーズを注視しながら時間数等の検証・見直しをおこない、事業を推進していきます。

- 支援を必要とする方が適切なサービスの相談につながるよう、地域の障がい者支援センターの認知度を高める方策等について検討・実施します。
- 障がい福祉サービス等の質を向上させるために、事業所への第三者評価の受審促進や市民への周知をおこないます。また、障がい福祉サービス事業所に対する利用者や家族からの苦情相談に対応し、事業所への指導・助言を継続するとともに、実地指導の結果や改善状況の活用をはかります。
- 事業所の支援人材の確保のための方策を検討します。また、サービスの質の向上のための人材育成に向けたとりくみをすすめます。(⇒重点施策 19 p59)
- 車いすでも利用できるタクシーの整備、障がい者手帳のカード化にともなう多機能化の進展状況および合理的配慮の普及状況を踏まえ、障がいのある人の移動を支援し、促進する方策について検討します。

【障がいがある人の地域での暮らし、地域生活への移行】

- 施設入所者の区分認定調査時や計画相談のモニタリングなどの場を通じ、地域生活の意向の聞き取りを引き続きおこないます。
- 障がいがある人が、十分な情報を受けたうえで、グループホームや一人暮らしなど、自身の希望に応じて地域での生活ができるよう支援します。
- 地域生活支援拠点等※の整備および充実をはかり、障がいがある人が地域で自立した生活をおくれるような支援体制を構築します。(⇒重点施策 3)
- 特定相談支援事業所に対し、指定一般相談事業所を設置するよう促します。
- グループホームの開設相談のほか、施設整備補助は可能な限り実施します。特に重い障がいがある人が利用しやすい基盤の整備につとめます。(⇒重点施策 5)
- 高齢化や障がいの重度化に対応する新たなグループホームの類型である日中サービス支援型グループホームの開設に向けた評価会議を開催し、真に町田市のニーズに合った事業所の整備を進めてまいります。

【精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築】

- 精神障がいがある人に対して地域で生活するために必要なサービスの周知をおこなうとともに、保健所及び市内精神科病院、障がい者支援セ

ンター等との定期的な連携をはかります。(⇒重点施策4)

※地域生活支援拠点等…地域生活支援拠点等とは、障がいの重度化・高齢化や「親なき後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことです。居住支援のための主な機能は、①相談②緊急時の受け入れ・対応③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりの5つとしています。

重点施策（実行プラン）

重点
施策 3

地域生活支援拠点等の整備を進め、**障がいがある人**が地域で自立した生活をおくれるような支援体制を構築します。

事業名	地域生活支援拠点等有する機能の充実		
所管課	障がい福祉課		
事業概要	<u>地域生活支援拠点等について、①各地域の障がい者支援センターを中心とした面的整備をおこないます。また、②地域生活支援拠点等の機能について、町田市障がい者施策推進協議会において年1回以上、運用状況の検証・検討をおこないます。</u>		
現状値	目標値		
2020年	2021年	2022年	2023年
<u>①未設置</u> <u>②一</u>	<u>①地域生活支援拠点等の設置</u> <u>②年1回以上</u>	<u>①拠点機能の充実</u> <u>②年1回以上</u>	<u>①拠点機能の充実</u> <u>②年1回以上</u>

重点
施策 4

精神**障がいがある人**に対して地域で生活するために必要なサービスの周知を行なうとともに、保健所及び市内精神科病院、障がい者支援センター等との定期的な連携をはかります。

事業名	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた保健・医療・福祉の連携		
所管課	障がい福祉課		
事業概要	精神 障がいがある人 が安心して地域で生活できるよう、保健・医療・福祉関係者が定期的に連携できるネットワーク会議を設置します。会議において、長期入院者が地域で安心して生活できるような基盤整備に向けた協議を <u>計画的に</u> 実施していきます。		
現状値	目標値		
2020年	2021年	2022年	2023年
保健・医療・福祉関係者による協議の場の検討	保健・医療・福祉関係者による協議会の設置	協議内容の具体的検討 年2回	協議内容の具体的検討 年2回

重点
施策 5

グループホームの開設相談のほか、施設整備補助は可能な限り実施します。特に重い障がいがある人が利用しやすい基盤の整備につとめます。

事業名	<u>重い障がいがある人が利用できるグループホームのあり方の検討（会議の実施）</u>		
所管課	<u>障がい福祉課</u>		
事業概要	<u>重い障がいがある人の利用や高齢化を含めた多様なニーズに対応し、町田市内にグループホームを計画的に整備していくための検討をおこないます。</u> <u>町田市だけでなく、市内・市外の事業者や障がい者支援センター等と連携し、当事者のニーズ把握や事例集等の収集をおこないながら検討を進めます。</u>		
現状値	目標値		
2020 年	<u>2021 年</u>	<u>2022 年</u>	<u>2023 年</u>
二	<u>会議体の設置に関する検討</u>	<u>グループホームのあり方の検討</u>	<u>検討に基いた施策の実施</u>

コ

ラ

ム

日中サービス支援型グループホームについて

日中サービス支援型グループホームとは、障がいの重度化・高齢化に対応できる新たなタイプのグループホームです。障がいが重度であったり、高齢などで施設への通所が困難になった方が、日中もグループホームで支援を受けることができます。

グループホームの開設にあたっては、事業者は開設する市の協議会等にはかり、また、開設後も、運営状況について協議会等で評価を受ける必要があります。

町田市では、2019 年度から町田市障がい者施策推進協議会において事業者の評価会議をおこなっています。日中サービス支援型グループホームは全国で事業所数が増加していますが、介助ニーズの高い方の受け入れや日中の活動プログラムの充実など、町田市の状況にあった事業所の開設を推進していく必要があります。

町田市では、重度重複障がいの方、医療的ケアの必要な方、介助ニーズの高い方が利用でき、日中も充実した活動が行える日中サービス支援型グループホームの開設について、引き続き事業者に求めています。

この分野に関するサービスの見込量

障害福祉サービス

【訪問系サービス】

(1 か月あたり)

障害福祉サービス	単位	実績値			見込量		
		2018年度	2019年度	2020年度 (見込み)	2021年度	2022年度	2023年度
居宅介護	利用者数	478人	493人	519人	547人	576人	607人
	利用時間数	8,590時間	8,691時間	9,271時間	9,771時間	10,289時間	10,843時間
重度訪問介護	利用者数	127人	132人	136人	140人	144人	149人
	利用時間数	35,104時間	35,066時間	37,057時間	38,147時間	39,237時間	40,599時間
同行援護	利用者数	123人	126人	131人	137人	143人	149人
	利用時間数	3,059時間	2,961時間	3,198時間	3,344時間	3,491時間	3,637時間
行動援護	利用者数	11人	13人	16人	19人	22人	25人
	利用時間数	256時間	336時間	406時間	482時間	558時間	634時間
重度障害者等 包括支援居宅 介護	利用者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人

※サービスの内容説明 P78

【居住系サービス】

(1 か月あたり)

障害福祉サービス	単位	実績値			見込量		
		2018年度	2019年度	2020年度 (見込み)	2021年度	2022年度	2023年度
自立生活援助	利用者数 (内 精神)	0人 (0人)	0人 (0人)	3人 (2人)	4人 (2人)	5人 (3人)	5人 (3人)
共同生活援助	利用者数 (内 精神)	410人 (88人)	447人 (95人)	484人 (102人)	521人 (109人)	558人 (116人)	595人 (123人)
施設入所支援	利用者数	236人	235人	234人	233人	232人	231人

※サービスの内容説明 P79

地域生活支援事業

(1年あたり)

事業名	実績値			見込量		
	2018 年度	2019 年度	2020 年度 (見込)	2021 年度	2022 年度	2023 年度
日常生活用具給付等事業						
介護・訓練支援用具	50件	59件	60件	60件	60件	60件
自立生活支援用具	89件	74件	100件	100件	100件	100件
在宅療養等支援用具	60件	65件	70件	70件	70件	70件
情報・意思疎通支援用具	163件	214件	170件	170件	170件	170件
排泄管理支援用具	8,387件	8,708件	9,000件	9,000件	9,000件	9,000件
住宅改修費	20件	9件	30件	30件	30件	30件
移動支援事業	629人	665人	690人	720人	750人	780人
福祉ホーム	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
訪問入浴サービス	30人	30人	30人	30人	30人	30人

※サービスの内容説明 P82

分野別の課題と施策

3

日中活動・働くこと

担当部署：職員課、障がい福祉課、障害者優先調達法※に関わるすべての部署（組織順）

現状と課題

【日中活動・就労系の障害福祉サービス※1】

- ・ 特別支援学校の卒業生など新たに活動場所を希望する人や、年を重ねるとともに働きづらくなり、他の活動場所を希望する人が増えています。町田市では重い障がいがある人が通える場が少なく、状況や希望に沿った場所に通えないことがあります。
- ・ 障がいがある人を対象にした調査では、事業所や職員の少なさに関する不満の意見があげられています。必ずしもすべての人がサービスを満足に利用できている状況ではなく、事業所の人手不足が問題になっています。
- ・ 就労継続支援を利用する人が増えていますが、「工賃や給与が少ない」との不満があげられています。障がいがある人が自立して生活できるよう、工賃や給与を向上させていく必要があります。
- ・ 障がいがある人の自立生活に向け、家族から離れて過ごす体験の場として短期入所を利用する人が増えています。市内の短期入所事業所は増加していますが、十分なサービス量を確保できている状況にあるとはいえません。

【企業や公的機関などでの就労】

- ・ 第5期計画期間における一般就労※2への移行者数は、障害者雇用促進法の改正により大きく増加しました。特に精神障がいがある人の就労が進んでいます。その一方で、職場環境や仕事内容、人間関係、生活環境などの要因で退職する人も多く、職場定着率は高くありません。
- ・ 国や地方公共団体における障がいがある人の法定雇用率は2.5%で、2021年には2.6%に上昇します。町田市役所の障がい者雇用率は2.5%に達しておらず、障がい者雇用の対象や人数の拡大が引きつづき課題となっています。

- ・ 町田市役所では、知的障がいがある人のチャレンジ雇用※3 を 2017 年度から開始しています。また、特別支援学校の職場実習生の受入れもなっています。
- ・ 障がいがある人を対象にした調査では、差別や偏見を受けたことがある人のうち、企業などではたらく人の約半数が仕事や収入での差別をあげています。雇用する側の障がい理解を高めていくことが必要です。

※1 就労系の障害福祉サービス…障害福祉サービスの一形態として就労や生産活動の機会を提供するもので、雇用契約にもとづく就労継続支援 A 型、雇用契約のない就労継続支援 B 型があります。また、一般就労に向けた訓練を行う就労移行支援のサービスもあります。

※2 一般就労…雇用契約にもとづく、一般企業等への就労のことをいいます。

※3 チャレンジ雇用…障がいがある人が一般就労へ向けた経験を積むため、国・都道府県・区市町村などの行政機関や公立学校において、期限を定めて雇用する形態です。町田市役所では、市長部局にて会計年度任用職員として雇用しています。

【支援機関や障害福祉サービス等の利用】

- ・ 障がいがある人を対象にした調査では、ひとり暮らしの人のうち、約半数が平日の日中を「主に自宅で過ごしている」と回答しています。障害福祉サービス等を利用していない 19～65 歳未満の人では、自宅のみで過ごしている人が 23.5%で、特に精神障がいが多くなっています。また、自宅で過ごしている人の約 6 割が、支援が必要な困りごとを感じています。障がいがある人が支援につながらず孤立してしまう状況の解決や、障がいの特性に合った多様な活動の場が求められています。
- ・ 障がいがある人を対象にした調査では、障害福祉サービス等を利用していない人のうち、サービスを希望する人は 19～40 歳未満で 30.8%、40～65 歳未満で 18.9%となっています。また、サービスを知らない人は 19～40 歳未満で 44.2%、40～65 歳未満で 36.9%となっています。サービスを希望していても、内容や手続きが分からず支援を受けられていない現状があるため、サービス情報の周知徹底が必要です。

- ・ **障がいがある人**を対象にした調査では、サービスの中で就労に関する支援を希望する人が最も多く、精神障がいでは約半数と特に多くなっています。将来望む生活についても、「働きたい」「自立したい」といった意見が多く寄せられ、就労のニーズが特に高いことがうかがえます。障がいの特性、疾病の症状などに応じた支援ニーズは多岐に渡るため、さまざまな関係機関と連携した支援を行う必要があります。

主なとりくみ

【日中活動・就労系の障害福祉サービス】

- ・ 市内には、車いす利用者や重い**障がいがある人**、強度行動**障がいがある人**、医療的ケアが必要な人が利用できる事業所が少ないため、日中活動の場の確保を支援していきます。（⇒重点施策 6）
- ・ 重度重複障がいがある人や医療的ケアが必要な人など、特に重い障がいがある人を対象にした事業所では、手厚い人員配置や専門性の高い技術、特別な環境整備などの運営体制を確保・維持する必要があるため、事業所を支援していく施策のあり方を検討します。（⇒重点施策 6）
- ・ 日中活動を希望する、すべての障がいがある人の活動参加を保障するために、事業所の開設・事業継続のための支援にとりくみます。
- ・ 短期入所については、単独型施設の開設やグループホーム開設時の併設を促進します。（⇒重点施策 11 p40）
- ・ **事業所**の職員体制が充実し、高齢化や重度化をみすえた質の高い支援ができるよう、**事業所**や関係機関などと協働しながら、支援に必要な人材の確保や育成のための方策を検討します。（⇒重点施策 19 p59）
- ・ 障害者優先調達推進法※にもとづく物品やサービスの購入を推進し、市で定める目標額を毎年達成できるようとりくみます。また、市役所以外にも購入を広げるとりくみをおこない、**障がいがある人**の工賃や給与の向上につながるよう努めます。

※障害者優先調達推進法…**障がいがある人が働く障害福祉サービス事業所・企業**などが供給する物品やサービスを行政機関が率先して購入・受注し、就労する**障がいがある人**の自立をすすめることを目的とした法律です。

【企業や公的機関などでの就労】

- **障がいがある人**の就労と、働き続けるための支援をよりいっそうすすめます。(⇒重点施策 7)
- 市内の企業や公的機関に対して、障がい者雇用や障がい理解を促進するための**はたらきかけ**をおこない、**障がいがある人**が身近な地域で働くことができる環境を整えます。
- 市民・事業者等の障がい理解がひろがるよう、さまざまな機会や媒体を通じた普及啓発を行うとともに、障害者差別に関する法律や相談窓口についても広く周知するための**とりくみ**をすすめます。
- 2021 年度から開始する「町田市障がい者活躍推進計画」※を推進し、市役所の障がい者雇用の拡充、職場の環境づくり、障がい理解や相談体制の充実等をはかります。知的障がいや精神**障がいがある人**などの雇用の拡充についても、引き続き**とりくみ**をすすめます。
- **障がい者**就労・生活支援センター等を中心とした、支援機関の強固な連携体制の構築に向け**とりくみ**ます。(⇒重点施策 8)
- ひきつづき、公共職業安定所、商工会議所、企業、教育機関、**障がい者**就労・生活支援センター等と連携しながら、就労支援を進めていきます。
- 障がい者合同就職面接会や企業向けの雇用セミナーの開催支援を推進し、企業や参加者の増加を図ります。
- 地域での就労・生活の支援体制の確保及び個々の障がいに応じたきめ細やかな支援のため、引き続き複数のセンター体制で実施していきます。
- 就労系の障害福祉サービス事業所を利用する人の一般就労への移行や、一般就労した人の就労定着支援の利用を促進できるよう、市から事業所にはたらきかけをおこないます。

※町田市障がい者活躍推進計画…町田市が事業主として、障がい者雇用の推進や、町田市役所で働く全ての職員が障がいの有無に関わらず、能力を発揮して活躍できる職場づくりを推進するための計画です。

【支援機関や障害福祉サービス等の利用】

- ・ **障がいがある人**の日中の居場所づくりや地域活動を支える場として、地域活動支援センターまちプラ事業の検証をおこない、充実を図ります。
- ・ 日中の一時的な見守り支援や活動の場を確保する日中一時支援については、他のサービス等も含め、ニーズに応えられるよう検討していきます。
- ・ 支援を必要とする人に適切に情報提供や支援をおこなうことができるよう、体制づくりを検討します。

重点施策（実行プラン）

重点
施策 6

市内には、車いす利用者や重い**障がいがある人**、強度行動障がい**がある人**、医療的ケアが必要な人が利用できる事業所が少ないため、日中活動の場の確保を支援していきます。

事業名	既存の事業所の活用による、重い 障がいがある人 の日中活動の場の確保方策の実施		
所管課	障がい福祉課		
事業概要	既存の事業所の活用により、重い 障がいがある人 の日中活動の場を確保を進めていきます。具体的には、①重い 障がいがある人 を受け入れている日中活動系事業所の事例を収集し、好事例集としてまとめ、市内事業所への共有をはかります。 <u>また、②新たな事業所の参入を促進するツールや、事業所を支援する施策のあり方を検討する際の資料として活用していきます。</u>		
現状値	目標値		
2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
—	①好事例の収集 ②事業所の運営課題の把握	①好事例集の活用に向けた検討 ②事業所の運営課題の分析	①好事例集の活用 ②事業所支援のあり方の検討

重点
施策 7

障がいがある人の就労と、働き続けるための支援をよりいっそうすすめます。

事業名	障がいがある人の就労に関する実態調査		
所管課	障がい福祉課		
事業概要	障がいがある人を対象にした調査では、障害福祉サービス未利用者の就労支援のニーズが高いこと、一般企業で働く障がいがある人が仕事や収入の面で差別や偏見を感じていることがわかりました。そこで、障がいがある人と企業や公的機関に対して障がい者雇用に関する調査をおこない、一般就労と職場定着のために必要とされていることについて把握します。		
現状値	目標値		
2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
—	調査内容検討	調査実施・分析	調査結果の活用

重点
施策 8

障がい者就労・生活支援センター等を中心とした、支援機関の強固な連携体制の構築に向けとりくみます。

事業名	障がい者就労・生活支援センター等を中心とした連携強化会議		
所管課	障がい福祉課		
事業概要	<u>障がい者就労・生活支援センター等の支援機関では、地域の障がい者支援センターやハローワーク、障害福祉サービス事業所、特別支援学校など、様々な機関と連携をとりながら支援をおこなっています。各機関との連携をさらに深めるために、情報共有のあり方や支援のつなぎ方のルールを検討など、会議を活用した連携体制の強化にとりくみます。</u>		
現状値	目標値		
2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
—	検討	会議 1 回	会議 2 回

コ

ラ

ム

就労の支援機関

- ・ 仕事を探す場合は、ハローワーク（公共職業安定所）で相談できます。
障がい専門の窓口も設置されています。
- ・ 就職活動のアドバイスや就職後のサポートは、町田市障がい者就労・生活支援センター（りんく・Let's（レッツ））、就労支援センターらいむなどの市内の支援機関や、市外の広域な支援機関である障害者就業・生活支援センターTALANT（タラント）を利用することができます。
- ・ 障害福祉サービスでは、就労移行支援や就労継続支援、就労定着支援などの事業所があり、就労に向けた訓練や生産活動、就職後のサポートをおこなっています。詳しくは地域の障がい者支援センターにお問い合わせください。他にも、知識や能力をつけるためのさまざまな訓練機関があります。

支援機関の問合せ先

<u>ハローワーク町田</u> <u>（公共職業安定所）専門援助部門</u>	<u>電話 042-732-7316</u> <u>FAX 042-732-8724</u> <u>所在地 町田市森野 2-28-14</u> <u>町田合同庁舎 1 階</u>
<u>町田市障がい者就労・生活支援センター りんく</u> <u>※主に身体・知的障がい対象</u>	<u>電話 042-728-3161</u> <u>FAX 042-728-3163</u> <u>所在地 町田市原町田 4-24-6</u> <u>せりがや会館内</u>
<u>町田市障がい者就労・生活支援センター Let's（レッツ）</u> <u>※主に精神・発達・高次脳機能障がい対象</u>	<u>電話 042-728-3162</u> <u>FAX 042-728-3164</u> <u>所在地 町田市原町田 4-24-6</u> <u>せりがや会館内</u>
<u>就労支援センター らいむ</u>	<u>電話 042-721-2460</u> <u>FAX 042-721-2460</u> <u>所在地 町田市中町 1-9-20</u> <u>ハピネス中町 101 号</u>
<u>障害者就業・生活支援センター TALANT（タラント）</u>	<u>電話 042-648-3278</u> <u>FAX 042-648-3598</u> <u>所在地 八王子市明神町 4-5-3</u> <u>橋捷ビル 4 階</u>

この分野に関するサービスの見込量

障害福祉サービス

(1 か月あたり)

障害福祉サービス			実績値			見込量		
			2018 年度	2019 年度	2020 年度 (見込)	2021 年度	2022 年度	2023 年度
日中活動系サービス	生活介護	利用者数	1,059 人	1,076 人	1,114 人	1,153 人	1,193 人	1,235 人
		利用日数	20,318 人日	20,519 人日	22,280 人日	23,060 人日	23,860 人日	24,700 人日
	自立訓練 (機能訓練)	利用者数	2 人	3 人	4 人	6 人	6 人	6 人
		利用日数	15 人日	36 人日	64 人日	100 人日	100 人日	100 人日
	自立訓練 (生活訓練)	利用者数	32 人	39 人	39 人	41 人	45 人	50 人
		利用日数	538 人日	633 人日	633 人日	665 人日	730 人日	812 人日
	宿泊型 自立訓練	利用者数	11 人	9 人	21 人	21 人	21 人	21 人
		利用日数	308 人日	251 人日	618 人日	618 人日	618 人日	618 人日
	就労移行支援	利用者数	126 人	141 人	151 人	162 人	174 人	187 人
		利用日数	2,094 人日	2,295 人日	2,433 人日	2,579 人日	2,734 人日	2,899 人日
	就労継続支援 (A型)	利用者数	118 人	115 人	120 人	120 人	120 人	120 人
		利用日数	2,342 人日	2,246 人日	2,320 人日	2,320 人日	2,320 人日	2,320 人日
	就労継続支援 (B型)	利用者数	778 人	806 人	824 人	842 人	861 人	880 人
		利用日数	12,599 人日	13,078 人日	13,353 人日	13,633 人日	13,919 人日	14,211 人日
	就労定着支援	利用者数	23 人	47 人	62 人	65 人	68 人	71 人
	療養介護	利用者数	51 人	47 人	52 人	54 人	56 人	58 人
	短期入所 (福祉型)	利用者数	171 人	224 人	251 人	281 人	314 人	351 人
		利用日数	912 人日	1,110 人日	1,184 人日	1,264 人日	1,349 人日	1,439 人日
	短期入所 (医療型)	利用者数	28 人	31 人	31 人	32 人	33 人	34 人
		利用日数	207 人日	216 人日	229 人日	237 人日	244 人日	252 人日

※サービスの内容説明 P78-79

地域生活支援事業

(1年あたり)

事業名	実績値			見込量		
	2018 年度	2019 年度	2020 年度 (見込)	2021 年度	2022 年度	2023 年度
地域活動支援センター機能 強化事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
日中一時支援	未実施	未実施	未実施	検討	検討	検討
知的障害者職親委託	1人	1人	1人	1人	1人	1人
自動車運転免許取得・改造 助成	15件	8件	15件	16件	16件	16件

※サービスの内容説明 P82

分野別の課題と施策

4

相談すること

担当部署：障がい福祉課、ひかり療育園（組織順）

現状と課題

【相談支援体制】

- ・ 市内5地域にある障がい者支援センターが、地域の相談拠点としての役割を担っています。
- ・ 障がい者支援センターの認知度は、障害福祉サービス利用者の80.7%、障害福祉サービス未利用者の41.4%が「知っている」と答え、障害福祉サービス未利用者では56.3%が知らない状況にあります。
- ・ 障がい者支援センターの満足度は地域によって差がみられています。
- ・ 障がい福祉課は、各障がい者支援センターの相談の推進をはかるため、窓口対応や相談についての技術的助言を行うとともに、障がい者虐待や障がい者差別解消、成年後見制度等の権利擁護に関する相談に対応しています。
- ・ 計画相談件数は増加していますが、他市と比較して、サービス等利用計画の作成率が低い状況にあります。また、すべてのサービス利用者の計画を作成可能な事業所数の確保には至っていません。
- ・ 65歳未満の障害福祉サービス未利用者で、平日の日中を自宅のみで過ごしている障がいがある人は、就労や通学など自宅以外での過ごし方がある人と比べて、困り事を感じている割合が高くなっています。困り事を抱えながらも、相談先が分からなかったり、障がい福祉サービスにつながない障がいがある人にどのようにアプローチしていくかが課題です。
- ・ 高齢化した親が中高年の引きこもりの子どもを支える世帯で、どこにも相談先につながらず孤立しているケースが指摘されています。（80・50問題）

主なとりくみ

【相談支援体制】

- ・ 障がい者支援センターと民間の相談支援事業所の支援力のさらなる向上に引き続きとりくんでいきます。（⇒重点施策 9）
- ・ 障がい者支援センターの認知度を高める方策について検討します。
- ・ 民間の特定相談支援事業所を増やすようつとめていきます。
- ・ **障がいがある人**や家族、支援者に対して、地域での自立した生活のための計画相談が行なえるよう支援します。
- ・ 困り事があっても相談先が分からなかったり、障がい福祉サービスにつながっていない方に対する情報提供について検討します。
- ・ 課題を抱え、孤立している**障がいがある人**・家庭に対する情報提供や相談支援、訪問支援をおこなっていきます。（⇒重点施策 10）
- ・ 障がい福祉課は、引き続き、各障がい者支援センターへの技術的助言や関係機関との連携、虐待や障がい者差別解消法等に関する相談等、基幹型支援センターとしての役割を担っていきます。
- ・ 障がい者支援センターは、地域支援拠点等の機能を担い、困りごとをかかえる障がい者をきめ細かく支援していきます。
- ・ 地域のニーズ・情報を常に共有するために、相談支援部会、支援センターや計画相談支援事業所の連絡会等を定期開催します。

重点施策（実行プラン）

重点
施策 9

障がい者支援センターと民間の相談支援事業所の支援力のさらなる向上に引き続きとりくんでいきます。

事業名	相談支援体制の強化		
所管課	障がい福祉課		
事業概要	町田市の特徴である5つの障がい者支援センターを相談支援体制の中核としながら、市と民間相談支援事業者の3者が協働して研修・連絡会を開催し、 <u>総合的に問題解決ができる、切れ目のない</u> 支援のための相談支援体制の強化を図ります。		
現状値	目標値		
2020年	2021年	2022年	2023年
市・地域障がい者支援センター・相談支援事業所が協働した研修・連絡会の開催 年3回	市・地域障がい者支援センター・相談支援事業所が協働した研修・連絡会の開催 年3回	市・地域障がい者支援センター・相談支援事業所が協働した研修・連絡会の開催 年3回	市・地域障がい者支援センター・相談支援事業所が協働した研修・連絡会の開催 年3回

重点
施策 10

課題を抱え、孤立している障がいがある人・家庭に対する情報提供や相談支援、訪問支援をおこなっていきます。

事業名	（仮称）課題を抱え孤立している障がいがある人・家庭への相談支援		
所管課	ひかり療育園・障がい福祉課		
事業概要	80・50問題に象徴されるような、課題を抱えつつも、相談先がわからず孤立を深めている障がいがある人・家庭に対して、基幹型相談支援センター（ <u>障がい福祉課</u> ）・障がい者支援センターや、その他関係機関が連携して、相談支援活動を行う事業です。この事業を展開することで、障がいがある人の「 <u>親なき後（養護者や生計を支えてきた家族が不在となった後）</u> 」を見据えた相談支援体制の強化を目指します。 事業の展開にあたっては、①対象となる障がいがある人・家庭の実態把握、②個別訪問を含めた相談支援活動の実施、といった取組について、段階的・継続的におこなっていくこととなります。		
現状値	目標値		
2020年	2021年	2022年	2023年
ひかり療育園訪問事業における個別ケースへの訪問支援	①調査方法検討	①調査の実施 ②相談支援の実施	①調査の実施 ②相談支援の実施

この分野に関するサービスの見込量

障害福祉サービス

(1年あたり)

障害福祉サービス			実績値			見込量		
			2018年度	2019年度	2020年度 (見込)	2021年度	2022年度	2023年度
相談支援	基本相談支援		実施	実施	実施	実施	実施	実施
	計画相談支援	利用者数	1,770人	2,036人	2,510人	3,095人	3,816人	4,705人
		指定特定相談支援事業所 箇所数	25箇所	26箇所	27箇所	28箇所	29箇所	30箇所
	地域移行支援	利用者数 (内精神)	<u>5人</u> <u>(5人)</u>	<u>4人</u> <u>(4人)</u>	<u>4人</u> <u>(4人)</u>	4人 <u>(4人)</u>	5人 <u>(5人)</u>	5人 <u>(5人)</u>
	地域定着支援	利用者数 (内精神)	<u>1人</u> <u>(1人)</u>	<u>2人</u> <u>(2人)</u>	<u>2人</u> <u>(2人)</u>	4人 <u>(4人)</u>	5人 <u>(5人)</u>	5人 <u>(5人)</u>

※サービスの内容説明 P80

地域生活支援事業

(1年あたり)

事業名		実績値			見込量		
		2018年度	2019年度	2020年度 (見込)	2021年度	2022年度	2023年度
相談支援事業	障害者相談支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	基幹相談支援センター等機能強化事業※	機能として実施※	機能として実施	機能として実施	機能として実施	機能として実施	機能として実施
	住宅入居支援事業（居住サポート事業）※	未実施	検討	実施	機能として実施	機能として実施	機能として実施

※機能として実施…地域生活支援事業としての事業要件を完全に満たすものではないが、市を含めた関係機関における相談支援や障害福祉サービスの提供等の結果として当該機能を有すもの。

基幹相談支援センター等機能強化事業…町田市では基幹相談支援センター（障がい福祉課）に福祉選任職や保健師といった専門的職員を配置し総合的・専門的な相談支援や相談支援事業者等に対する指導・助言等をつうじて地域の相談支援体制の強化にとりくんでいます。

住宅入居支援事業…地域移行支援や地域定着支援を提供する際に一般住宅への入居に必要な調整等に関する支援が行われています。

※サービスの内容説明 P81

分野別の課題と施策

5

家庭を築くこと・家族を支えること

担当部署：障がい福祉課、保健所、子ども家庭支援センター（組織順）

現状と課題

【結婚・出産・子育て】

- 結婚・出産・子育ての経験について、「結婚したことがある」が 29.4%、「出産・子育てしたことがある」が 20.1%でした。障がい種別ごとに見ると、「結婚したことがある」は視覚障がいと聴覚障がいで6割台、肢体・内部・音声障がいで5割台です。一方、精神障がいでは12.7%、知的障がいでは1.6%となっています。障がいに気づいた時期別にみると、「結婚したことがある」は65歳以上で81.3%、19～64歳のときで51.6%と多くなっています。
- 結婚や子育てをするにあたりどのようなことが必要か（複数回答）については、経済的な支援が最も多く、次いで障がい理解の促進、（**障がいがある人**）本人の就労支援、相談支援の充実が挙げられました。

【**障がいがある人**の家族支援】

- 調査結果から、**障がいがある人**（サービス利用者）の81.2%が家族と暮らしており、また、自宅での支援は家族からが86.2%、訪問支援サービスが28.0%となっており（複数回答）、サービスを併用しつつも家族からの支援を受けている現状があります。
- 成人した**障がいがある人**の生活を家族が支えているという現状があります。家族の負担を軽減するレスパイトケアや相談支援が求められています。
- **障がいがある人**の家族の就労や経済的なことに関する相談支援が課題です。

主なとりくみ

【結婚・出産・子育て】

- ・ **障がいがある人**も、自らの意思に基づいて家庭・家族をもち、希望に応じて出産や子育てをすることができるように、情報提供や相談等の支援をおこなっていきます。
- ・ 障がい理解の促進、（**障がいがある人**）本人の就労支援、相談支援の充実を行うことで、**障がいがある人**の結婚・子育てを支援していきます。

【**障がいがある人**の家族支援】

- ・ **障がいがある人**を支えている家族に対しての相談支援の充実や、レスパイトケアを行う事業所等の基盤整備に引き続きとりくんでいきます。（⇒重点施策 11）
- ・ 緊急一時保護については、引き続き事業を継続していくとともに、対象や利用期間など、運用のあり方を検討していきます。

コ

ラ

ム

育児支援のとりくみについて・居宅介護（家事援助）・重度訪問介護での育児支援

育児をする親に障害があり、十分に子どもの世話ができないような場合に、居宅介護・重度訪問介護のなかで育児支援をサービスの対象とすることができます。

お問合せ先…お住まいの地域の障がい者支援センター

・育児支援ヘルパー（産後のお母さんと赤ちゃん向け）

町田市では、育児支援ヘルパー事業によって出産後のお母さんの支援をおこなっています。詳細は、「まちだ子育てサイト」をご覧ください。

対象者…町田市に住民登録をしている保護者

派遣時間…単体児は、出産し退院した翌日から生後 2 か月の前日まで

※ただし、状況によって最大 2 歳の誕生日前日まで利用することが

できます。生後 2 か月以降の利用を希望する場合は、職員が訪問などで状況確認をおこない、利用の可否を決定します。

※双子、三つ子以上は時間数が異なります。

サービス内容

- ・育児に関する援助及び助言、相談
- ・家事に関する援助
- ・健診への付き添い

費用

- ・2 時間 1,640 円（午後 6 時から午後 7 時は 1 時間 1,025 円、市民税・所得税が非課税の世帯、生活保護受給世帯減免有）

- ・交通費実費

お問合せ先…子ども家庭支援センター（☎042-724-4419、FAX 050-3101-9631）

重点施策（実行プラン）

重点
施策 11

障がいがある人を支えている家族に対しての相談支援の充実や、レスパイトケアを行う事業所の基盤整備等に引き続きとりくんでいきます。

事業名	短期入所事業所の基盤整備		
所管課	障がい福祉課		
事業概要	短期入所（ショートステイ）は、自宅で介護する家族が病気の場合や、自立生活に向けた体験をする場合などに、施設等に短期間入所し、支援を受けるサービスです。第5期計画期間中に短期入所事業所は増加していますが、地域によって事業所の数に偏りがある、重度の障がいがある人が利用できる事業所が少ないなどの課題があり、全ての人が短期入所を利用しやすい状況にはなっていません。自宅から短時間の移動で利用できる、身近な場所のサービス基盤が整備されることを目標に、①地域ごとの利用状況やニーズの分析、②地域ニーズを踏まえた開設勧奨をおこなっていきます。		
現状値	目標値		
2020年	2021年	2022年	2023年
施設開設相談時における事業者への開設勧奨	実施	実施	実施・検証

この分野に係るサービスの見込量

地域生活支援事業

（1年あたり）

事業名	実績値			見込量		
	2018年度	2019年度	2020年度 (見込)	2021年度	2022年度	2023年度
自発的活動支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
緊急一時保護	237日	287日	300日	390日	390日	390日

※サービスの内容説明 P81-82

分野別の課題と施策

6

保健・医療のこと

担当部署：障がい福祉課、保健所（組織順）

現状と課題

【かかりつけ医・かかりつけ歯科医】

- ・市では、**障がいがある人**がもしもの場合に適切な医療を受けられるよう、地域のかかりつけ医やかかりつけ歯科医を**もつ**ことをすすめてきました。
- ・**障がいがある人**を対象にした調査では、全体として8割以上の人がかかりつけ医を**もっている**と回答している一方で、障がい種別ごとでは聴覚**障がいがある人**で5割程度と他の種別と比較して大きく少ないことがわかり、制度の周知等の**とりくみ**の必要性がうかがえます。

【専門医療・医療機関に関する情報提供】

- ・**障がいがある人**が医療機関から診療を断られてしまう問題があるため、障がいの状態に応じ、受診可能な医療機関に関する情報提供を希望する声があります。
- ・市内には障がいの特性に応じた専門医療機関が少なく、**障がいがある人**を対象にした調査結果では、専門医療機関への通院にかかる時間が30分未満の人は21.6%、30分以上1時間未満の人は41.2%、1時間以上の人は36.2%となっています。

【医療機関の障がい理解と合理的配慮】

- ・重い障がいがあるため、普段は専門的な医療機関を受診している人が、風邪などで身近な地域の医療機関を受診しようとする、診療を断られてしまうことがあるということが**障がいがある人**を対象にした調査結果で意見としてあげられています。また、重い**障がいがある人**では同調査において差別や偏見等を受けた場面として医療機関を上げた人の割合が他の障がいの人に比べて大きく高かったことから、医療機関と**障がいがある人**で建設的な対話を通じた合理的配慮の提供の可能性について検討することの必要性を周知・啓発することが求められています。

- ・精神科と身体科の病気が合併している場合の医療機関の受け入れなど、精神科救急医療の体制には課題があります。

主なとりくみ

【かかりつけ医・かかりつけ歯科医】

- ・かかりつけ医やかかりつけ歯科医を **もつ** ことの重要性について **障がいがある人** に知ってもらうための **とりくみ** を引き続きすすめるとともに、医療機関にも協力を求めます。

【専門医療・医療機関に関する情報提供】

- ・市や関係機関が **障がいがある人** の支援をする際に、引き続き必要に応じて医療機関等の情報提供をおこないます。

【医療機関の障がい理解と合理的配慮】

- ・障がいがあっても安心して地域の医療機関を受診できるよう、医療機関に対して障害者差別解消法の周知などをおこない、合理的配慮などの協力を求めます。（⇒重点施策 12）

重点施策（実行プラン）

障がいがあっても安心して地域の医療機関を受診できるよう、医療機関に対して障害者差別解消法の周知などをおこない、合理的配慮などの協力を求めます。

重点
施策 12

事業名	医療機関に対する障害者差別解消法の周知		
所管課	保健総務課		
事業概要	医療機関の新規開設や変更等に伴う立入検査の機会を利用し、配布物等を活用した障害者差別解消法の周知や合理的配慮への理解を求めてまいります。		
現状値	目標値		
2020年	2021年	2022年	2023年
実施	実施	実施	実施

分野別の課題と施策

7

情報アクセシビリティ※のこと

担当部署：広報課、福祉総務課、障がい福祉課、市民対応のあるすべての部署
(組織順)

※年齢や障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどりつけ、不自由なく使える利用しやすさのことを言います。

現状と課題

【意思疎通支援】

- 市では、聴覚に障がいがある人のために手話通訳者や要約筆記者を派遣しています。障がい福祉課や障がい者支援センターの窓口では手話通訳者や手話通訳のできる職員を配置し、市役所内の他の窓口への派遣もなっています。
- 聴覚障がいがある人の中には読み書きが苦手な人がいるため、市役所以外の公的機関や医療機関、金融機関などには手話通訳者を配置するなど、情報の取得や意思の疎通をしやすくすることが望まれています。
- 障害者差別解消法などが十分に認知されていないことから、事業者が合理的配慮として手話通訳者や要約筆記者の手配をすべきと思われる場面において配慮がなされないなどの事例があります。
- 障がいがある人を対象にした調査では、手話通訳者、要約筆記者のさらなる技術の向上や、手話ができる人の増加を求める意見があげられています。
- 障がいがある人を対象にした調査では、困ることや不安に思うことについて「コミュニケーションのこと」をあげた人が多く、特に精神障がい、知的障がい、聴覚障がいなどで割合が高くなっています。

【情報の取得】

- 市では、広報紙や選挙情報、障害福祉サービスの案内は、視覚障がいがある人に配慮した点字版や音声版、SPコード版を作成しています。また、市のホームページは音声読み上げソフトに対応しています。
- 町田市役所では、入口やエスカレーター、トイレなどに音声案内装置を設置し、視覚障がいのある方が音で情報を取得できるようにとりくんでいます。

- ・ **障がいがある人**を対象にした調査では、「障がいに対応した情報提供が足りない」「調べ方がわからない」との意見が多くあげられています。なかでも、視覚障がいでは「インターネットが使えない」と回答した割合が高くなっています。
- ・ **障がいがある人**を対象にした調査では、障害福祉サービス等を利用していない人の44.6%が「障がいや疾病があることで、支援が必要な困りごとがある」と回答しています。「困りごとがある」と回答した人のうち、サービスを使わない理由について「どのようなサービスがあるかよく知らないから」と回答した人が58.8%と高く、必要な情報にたどりつけていない可能性があります。

主なとりくみ

【意思疎通支援】

- ・ 市役所の窓口だけでなく、病院や金融機関、商業施設など、さまざまな場所で必要な情報が得られ、コミュニケーションをとりやすくなるよう、制度やツールなどの普及啓発をおこないます。（⇒重点施策 13）
- ・ 離れた場所でインターネットを通じた意思疎通ができるリモートサービスやオンライン通話など、障がいがある人のために新たに開発されたサービスの情報提供につとめます。
- ・ 引き続き、関係機関の協力を得ながら意思疎通の支援人材の技術向上に**とりくむ**とともに、登録試験の開催などを通じた人材確保に**とりくみ**ます。
- ・ 手話通訳者等派遣事業の推進のため、派遣要件の緩和を検討していきます。

【情報の取得】

- ・ 刊行物の発行や情報提供を行う際は、障がいや疾病に対応したかたちで情報提供するなど、**障がいがある人**が情報を取得しやすくなるようにとりくみます。
- ・ 障がい者手帳を**もっ**ていない人や、サービスや支援機関を利用していない人も情報を取得しやすいよう、わかりやすい内容での情報提供につとめます。（⇒重点施策 14）

重点施策（実行プラン）

重点
施策 13

市役所の窓口だけでなく、病院や金融機関、商業施設など、さまざまな場所で必要な情報が得られ、コミュニケーションをとりやすくなるよう、制度やツールなどの普及啓発をおこないます。

事業名	市からの情報発信のバリアフリー化推進事業		
所管課	福祉総務課		
事業概要	だれもが必要なときに必要な情報を得られるよう、職員向けに情報発信のルールをまとめたマニュアル「印刷物等のユニバーサルデザインルールブック」等を活用し、さらなる職員の意識醸成を図ります。また、本取組を通じて、市民等に「情報発信のバリアフリー化」の取組を広く情報提供できるよう検討を進めます。		
現状値	目標値		
2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
職員への周知	職員への周知を促進	職員への周知を促進・市民等への本取組の情報提供方法を検討	職員への周知を促進・市民等への本取組の情報提供を実施

事業名	手話通訳の普及促進		
所管課	障がい福祉課		
事業概要	病院や金融機関、商業施設などに対して、聴覚障がいがある人が手話通訳を必要とする場合には、行政や事業者の義務である合理的配慮として、手話通訳者の設置を提案していきます。		
現状値	目標値		
2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
警察や裁判所、学校、病院など人権や生命に係わる機関への設置要請	人権や生命に係わる機関および金融機関、商業施設などへの設置要請	人権や生命に係わる機関および金融機関、商業施設などへの設置要請	人権や生命に係わる機関および金融機関、商業施設などへの設置要請

重点
施策 14

障がい者手帳を**も**っていない人や、サービスや支援機関を利用していない人も情報を取得しやすいよう、わかりやすい内容での情報提供につとめます。

事業名	サービス・支援機関等の情報提供事業		
所管課	障がい福祉課		
事業概要	障がい福祉課での手続きの際に、利用可能なサービスや支援機関等の案内を配布します。		
現状値	目標値		
2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
<u>限定的な</u> 実施	<u>対象者拡大の</u> <u>検討・実施</u>	<u>継続実施</u>	<u>継続実施</u>

この分野に関するサービスの見込量

地域生活支援事業

(1 年あたり)

事業名	実績値			見込量		
	2018 年度	2019 年度	2020 年度 (見込)	2021 年度	2022 年度	2023 年度
意思疎通支援事業						
手話通訳者派遣事業	1,354件	1,307件	1,350件	1,350件	1,350件	1,350件
要約筆記者派遣事業	49件	34件	30件	35件	40件	45件
手話通訳者設置事業 (手話通訳者登録者数)	週1日	週1日	週1日	週1日	週1日	週1日
手話奉仕員養成研修事業 (養成講習修了者数)	14人	13人	16人	16人	16人	16人

※サービスの内容説明 P81-82

分野別の課題と施策

8

生活環境と安全・安心のこと

担当部署：市民協働推進課（消費生活センター）、防災課、福祉総務課、障がい福祉課、交通事業推進課（組織順）

現状と課題

【生活環境】

- ・市では、町田市福祉のまちづくり総合推進条例のもと、バリアフリー整備をすすめています。市施設の大規模改修などを行う際は、条例を遵守しバリアフリー化が行われています。また、市内10地区において「バリアフリー基本構想」を策定し、地域一体でのバリアフリー化を推進しています。
- ・市では、バリアフリー施設情報を記載した「みんなのおでかけマップ」を配布しています。みんなのトイレ※が整備された施設や店舗、福祉輸送（介護・福祉タクシー、有償運送事業者）情報などの外出支援情報を知ることができます。
- ・点字ブロックの上に自転車が止まっていたり、車いす利用者優先の駐車スペースやエレベーターがスムーズに利用できないことがあります。
- ・地面の凹凸、道路・通路の幅に関する危険や、通行人・施設利用者のマナーが守られないことによる困りごとについて、意見が寄せられています。

【防犯】

- ・ **障がいがある人**をねらった犯罪にあたり、トラブルに巻き込まれてしまうことがあります。

【防災対策】

- ・市では、災害時、特に避難行動に支援が必要な人のための「避難行動要支援者名簿」をつくり、民生委員・児童委員への配布や、町内会・自治会、地区社会福祉協議会に提供できるようにしています。また、各種ハザードマップにて、避難行動要支援者への避難時の協力を呼びかけています。
- ・災害時に通常の避難施設での生活が困難な人のために、市は二次避難施設（福祉避難所）として市内にある52施設と協定を結んでいます。

- 市では、災害時に身に付けることで、周囲に障がいがあることを知らせ、避難行動などの際に支援を受けやすくするための「災害時等障がい者支援バンダナ」([※P61 コラム参照](#))を配布しています。
- 障がいがある人**を対象にした調査では、災害時に困ることについて、避難所での支援や設備、医療の不安や、「一人では避難できない」「他の人と一緒に過ごすのが難しい」といった意見が多くあげられています。また、ひとり暮らしの人では、「災害への備えをしていない」「近くに助けてくれる人がいない」「避難所の場所がわからない」「助けを求める方法がわからない」といった回答が高い割合となっています。**障がいがある人**や家族の不安をなくすために、避難する際の支援について、障がいや疾病の特性に応じた対応が求められています。

※みんなのトイレ…車いす使用者、高齢者、妊婦、乳幼児を連れた人、オストメイト（人工肛門保有者、人工膀胱保有者）などのみんなが円滑に利用できる十分なスペースを確保したトイレをいいます。「だれでもトイレ」「多目的トイレ」「多機能トイレ」とも言われています。

コ

ラ

ム

災害時の避難について

- 町田市では、身体障害者手帳 1～2 級、愛の手帳 1～2 度、要介護度 3 以上のいずれかに当てはまる人を対象に「避難行動要支援者名簿」を作成しています。[この](#)名簿を地域団体[など](#)と共有することで、[災害時における避難行動要支援者の避難を支援する](#)しくみを[整備](#)しています。
- 災害がおきたときは、自宅が倒壊した場合や自宅に留まることが危険な場合、避難施設や親戚・知人宅など安全な場所への避難が必要です。（安全な場所にいる人は避難施設に避難する必要はありません）
- 避難施設に避難する場合、原則、**障がいがある人**も避難から数日間是一般の避難施設で避難生活を送ることになります。
- 災害がおきてから 4 日目を目途に、障がいや疾病、介護の必要性などにより一般の避難施設での生活が困難な人を受け入れるため、地域の障がい福祉施設や高齢者施設が「二次避難施設（福祉避難所）」を開設します。一般の避難施設での生活が困難な人のみ、二次避難施設に移ります。

主なとりくみ

【生活環境】

- ・ バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した建築物の整備をすすめ、全ての人が市内の施設を利用しやすくなるようにとりくみます。
- ・ **障がいがある人**への手助けやマナーの向上など、広報や啓発活動を実施します。

【防犯】

- ・ **障がいがある人**が消費者被害や犯罪にあわないための情報提供や、相談先の機関に対する障がい理解の促進につとめます。

【防災対策】

- ・ 災害時や緊急時に、**障がいがある人**の特性に配慮した支援や情報伝達がおこなえるよう、体制をととのえます。
- ・ **障がいがある人**の避難施設における生活環境を保護し、適切なケアを行えるようにとりくみます。（⇒重点施策 15）
- ・ 避難行動が困難な人が支援を受けやすくなるよう、避難時の対策をはかります。
- ・ 日頃から災害にそなえた対策がとれるよう、普及啓発にとりくみます。

重点施策（実行プラン）

重点
施策 15

障がいがある人の避難施設における生活環境を保護し、適切なケアを行えるようにとりくみます。

事業名	避難体制の充実		
所管課	防災課		
事業概要	2019年10月に発生した「令和元年東日本台風」は、日本各地で甚大な被害をもたらし、町田市でも3,000人を超える避難者が発生しました。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、避難施設における感染症対策が急務となっております。 避難施設開設数や配置を見直し、<u>一般</u>の避難施設における感染症対策を実施するとともに、<u>障がいがある人</u>の滞在スペースを確保するなど、避難体制の充実にとりくみます。		
現状値	目標値		
2020年	2021年	2022年	2023年
避難体制充実のためのモデルマニュアル策定、周知	他の地域での災害時の状況や、町田市における防災訓練等の状況を見極め、マニュアルの内容を見直し修正	他の地域での災害時の状況や、町田市における防災訓練等の状況を見極め、マニュアルの内容を見直し修正	他の地域での災害時の状況や、町田市における防災訓練等の状況を見極め、マニュアルの内容を見直し修正

分野別の課題と施策

9

差別をなくすこと・権利を守ること

担当部署：福祉総務課、障がい福祉課、選挙管理委員会事務局、
市民対応のあるすべての部署（組織順）

現状と課題

【障がい者差別の解消】

- 2016年の障害者差別解消法施行の後、2018年には「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」が施行され、東京都内では、事業者の合理的配慮の提供が義務化されるなど、障害者差別の解消に向けた法的な整備が進められてきました。
- 全ての市民を対象とした町田市市民意識調査※では日常生活における差別感を感じている人が8.2%だった一方で、**障がいがある人**を対象にした調査では、半数近い44.7%の人が差別や偏見を受けたことがあると回答していることから、市独自の条例制定など障害者差別の解消に向けた**とりくみ**の推進が求められています。
- 障がいがある人**を対象にした調査では、障害者差別解消法や東京都の差別解消条例について、「法律も都条例も知らない」と回答した人が55.6%となっています。また、障害者差別の相談窓口について、町田市が設置する窓口も東京都が設置する窓口も両方とも知らないと回答した人が、61.9%にのぼっています。このことから、法律や相談窓口を周知する**とりくみ**が必要です。

【権利を守ること】

- 選挙の時に配慮が不足しているために、**障がいがある人**の投票を妨げてしまうことが無いよう、町田市では、公職選挙法にもとづく**障がいがある人**への投票の際の配慮（代理投票・郵便等による不在者投票など）について周知を行ったり、選挙従事者向けに障がいへの配慮などについて記載したマニュアルを作成し、選挙運営をおこなっています。
- 障がいがある人**が、福祉サービスに関する不満などを事業所等に直接伝えることに抵抗があったり、話し合いで解決できない場合の相談窓口を町田市社会福祉協議会が設置しています。

- 学識経験者や弁護士など第三者による客観的な知見も活かしながら、引き続き、苦情相談を通じて福祉サービスの質等のさらなる向上がはかれることが求められています。
- 町田市社会福祉協議会の「福祉サポートまちだ」では、町田市から委託を受け、権利擁護支援検討委員会を設置し、成年後見制度の利用の適否についての事例検討などを通じ、権利擁護支援についての課題の検討などをおこなっています。
- 町田市では、今後の6年間で50歳をむかえる知的障がいがある人が300人程度増える見込みです。また、障がいがある人を対象にした調査では、生活の困りごととして、「親の高齢化など介助者に関すること」をあげる人が多く、親亡き後の備えとして、成年後見制度の必要性が高まっています。

【虐待の防止】

- 町田市障がい者虐待防止センター（障がい福祉課）で、障がい者虐待に係る通報を受けており、年間30件前後の障がい者虐待に関わる通報があります。今後も引き続き、外部委員も含めて組織した虐待防止連絡会と連携しながら虐待防止に向けとりくむ必要があります。

※2018年度町田市市民意識調査報告書（2019年3月発行）

主なとりくみ

【障がい者差別の解消】

- ・ 障害者差別の問題を広く市民・事業者等に対して知らせ、障がい理解の促進をはかります。
- ・ 障害者差別を解消するための条例を制定します。（⇒重点施策 16）
- ・ 障害者差別に関する法律や相談窓口について市民・事業者等に広く周知するためのとりくみをすすめます。

【権利を守ること】

- ・ 障がいがある人が適切に選挙を通じた権利行使ができるよう、引き続き、選挙における障がいへの配慮に関する周知や選挙従事者への障がい理解の啓発などにとりくみます。
- ・ 福祉サービスを利用する障がいがある人の疑問や不満には、引き続き対応していきます。
- ・ 成年後見制度を必要としている方が制度を利用できるよう、引き続き関係機関との連携を密にして、制度の周知や適切な利用支援にとりくみます。
- ・ 法人後見及び法人後見監督の活動を安定的に実施することができるよう、組織体制の維持と適正な活動のための支援等に引き続きとりくみます。

【虐待の防止】

- ・ 市民や事業者等に対する、障がいがある人への虐待防止等に関する情報提供や理解啓発に引き続きとりくみます。

重点施策（実行プラン）

重点施策 16 障害者差別を解消するための条例を制定します。

事業名	町田市障がい者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例制定		
所管課	障がい福祉課		
事業概要	障がいがある人への理解促進と差別解消の推進を目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」及び「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」を踏まえた町田市の条例を制定します。		
現状値	目標値		
2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
—	条例制定に向けた情報収集	条例の検討体制等についての検討	条例検討・制定 ※2024 年度 施行

この分野に関するサービスの見込量

地域生活支援事業

（1 年あたり）

事業名	実績値			見込量		
	2018 年度	2019 年度	2020 年度 (見込)	2021 年度	2022 年度	2023 年度
成年後見制度利用支援事業	23 件	23 件	24 件	25 件	26 件	27 件
成年後見制度 法人後見支援事業	1 団体	1 団体	1 団体	1 団体	1 団体	1 団体
法人後見及び法人後見監督 の件数	28 件	25 件	26 件	24 件	25 件	26 件

※サービスの内容説明 P81

分野別の課題と施策

10

行政サービスのこと

担当部署：職員課、障がい福祉課、市民対応のあるすべての部署（組織順）

現状と課題

【職員の合理的配慮】

- 法律や東京都の条例において、不当な差別的取り扱いの禁止や、合理的配慮をおこなうことが義務づけられています。市では、**障がいがある人**に対して、職員が適切に対応できるようにするため、「町田市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を作成しています。障がい者差別の解消について市の職員の認識を高め、障がいや性別、年齢に応じた合理的配慮を実施する必要があります。
- 市では、合理的配慮として手話通訳のできる職員や手話通訳者を配置したり、UDトーク※や筆談による対応、音声・点字版の広報誌発行などにとりくんでいます。
- 町田市の調査結果では、制度や手続きの書類の分かりづらさや、手続きの負担について多くの意見があげられています。手続き方法の多様化や、簡単に手続きができるような改善・改良が求められています。

※UDトーク…コミュニケーションの「UD＝ユニバーサルデザイン」を支援するアプリケーションです。タブレット端末などで、会話の音声を文字に変換することができます。

主なとりくみ

【職員の合理的配慮】

- 職員の障がい理解を深めるため、職員研修や制度の周知を充実させます。
- **障がいがある人**がスムーズに行政手続きができるよう、市は多様な方法を検討し、適切な配慮と支援をおこないます。（⇒重点施策 17）

重点施策（実行プラン）

重点
施策 17

障がいがある人がスムーズに行政手続きができるよう、市は多様な方法を検討し、適切な配慮と支援をおこないます。

事業名	行政窓口における意思疎通の環境整備		
所管課	障がい福祉課		
事業概要	聴覚障がいがある人が市役所で行政手続きをする場合に、障がい福祉課から他部署の窓口到手話通訳者を派遣し、意思疎通を支援します。		
現状値	目標値		
2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
市役所の他部署の 窓口 に 160 件 手話通訳者を派遣	市役所の他部署の 窓口 に 170 件 手話通訳者を派遣	市役所の他部署の 窓口 に 180 件 手話通訳者を派遣	市役所の他部署の 窓口 に 190 件 手話通訳者を派遣

分野別の課題と施策

11

理解・協働のこと

担当部署：市民協働推進課、オリンピック・パラリンピック等国際大会推進課、福祉総務課、障がい福祉課、指導課、生涯学習センター、市民対応のあるすべての部署（組織順）

現状と課題

【障がい理解の普及啓発】

- ・ 町田市では毎年、障害者週間などの機会をとらえて、市のホームページや広報まちだ、チラシやポスターなどあらゆる媒体を通じて障がい理解啓発のための情報発信をおこなってきました。また、生涯学習センターの市民大学事業の一環として、市民の障がい理解を深めるための講座に継続的にとりくんできました。
- ・ 障害者差別解消法が施行されてからは市民・事業者を対象に法の趣旨を理解するための講演会の開催に力を入れてとりくんでいます。また、日常生活や災害時、緊急時に障がいがある人が必要な支援を周囲にお願いするための「ヘルプカード」（※P61 コラム参照）や、災害時、緊急時に周囲からの支援を受けやすくするための「災害時等障害者支援バンダナ」の配布を通じた障がい理解の普及啓発にもとりくんでいます。
- ・ このような障がい理解の普及啓発などの「心のバリアフリー」のとりくみやユニバーサルデザインの街づくり、パラリンピックの開催を契機とする障がい者スポーツの体験イベントの開催など共生社会の実現に向けたとりくみが評価され、町田市は国から「共生社会ホストタウン」の認定を受けています。オリンピック・パラリンピックの終了後も共生社会の実現に向けたとりくみの実施が求められています。
- ・ 障がい者手帳を持たない精神障がいや発達障がい、難病など見えにくい障がいの理解がすすんでいないことや、障がい者施設の建設に際して近隣住民に反対されてしまうことなどがあるため、障がい理解の普及啓発により力を入れてとりくむ必要があります。
- ・ 障がいがある人を対象にした調査では、「いろいろな人がいて当たり前」というような、多様性を受け入れ尊重する感覚が子供のうちから備わることが障がい理解をひろげる上で重要であるといった意見が寄せられており、教育の現場における取組みが求められています。

【協働】

- ・ 聴覚障がい者団体や手話通訳者・要約筆記者は、毎年、市の防災訓練に参加し、聴覚に障がいがある人への情報伝達やコミュニケーションの必要性についてアピールしています。また、市役所並びに出先機関では市内の障害福祉サービス事業所で作った商品などを障がいがある人自身が販売する機会を設けており、市役所では週2回だった販売を2016年度から週3回にしました。このように、市と障がい者関係団体・事業所等の間にはそれぞれの強みや役割を活かし協働関係が成り立っており、障がいがある人の社会参加や障がい理解の普及啓発にとりくんでいます。
- ・ 引き続き、障がいがある人が社会参加できるよう、あらゆる主体が協働することが求められています。

【協働による人材対策】

- ・ 町田市では、人材確保のため、社会福祉協議会や事業所等と共催で相談面接会の開催や福祉の仕事の魅力を発信する場を設けてきました。また、福祉の資格をもっている人やすぐに働きたい人と事業所をむすびつける、東京都の福祉人材情報バンクシステムの周知をおこなっています。
- ・ 福祉サービスなど制度があっても支援する人材が不足していることから、給付決定を受けた時間数のサービスが利用できない問題があります。

主なとりくみ

【障がい理解の普及啓発】

- ・ 市民・事業者・関係機関等の障がい理解がひろがるよう引き続き、あらゆる機会・媒体を通じた普及啓発にとりくみます。（⇒重点施策 18）
- ・ 学校教育や社会教育の現場において障がい理解をひろげるためのとりくみをおこないます。

【協働】

- ・ 障がいがある人が社会参加し、いろいろな人と交流する機会ができるよう、他の分野との連携の視点も持ちながら、市や障がい者団体、民間事業者等で協働のとりくみをすすめます。

【協働による人材対策】

- 市や事業所、関係機関がそれぞれの強みを生かして協働し、人材確保・育成等につながるとりくみの実施に向け検討します。(⇒重点施策 19)

重点施策（実行プラン）

重点
施策 18

市民・事業者・関係機関等の障がい理解がひろがるよう引き続き、あらゆる機会・媒体を通じた普及啓発にとりくみます。

事業名	理解促進研修・啓発事業		
所管課	障がい福祉課		
事業概要	障がいがある人や障がい者差別に関する法律等の理解を促進するために、講演会や研修の開催、印刷物の作成・配布など、あらゆる機会・媒体を通じた啓発活動をおこないます。		
現状値	目標値		
2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
実施	実施	実施	実施

重点
施策 19

市や事業所、関係機関がそれぞれの強みを生かして協働し、人材確保・育成等につながるとりくみの実施に向け検討します。

事業名	支援人材対策事業		
所管課	障がい福祉課		
事業概要	<u>支援人材の確保のための方策を検討します。また質の高い支援のための人材育成につながるとりくみについて、事業所や関係機関をまじえた事業内容の検討をおこないます。</u>		
現状値	目標値		
2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
—	<u>方策と事業内容の検討体制の準備</u>	<u>方策と事業内容の検討</u>	<u>方策の策定</u>

この分野に関するサービスの見込量

地域生活支援事業

(1年あたり)

事業名	実績値			見込量		
	2018 年度	2019 年度	2020 年度 (見込)	2021 年度	2022 年度	2023 年度
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施

※サービスの内容説明 P81

●2018年度

- ・障害者差別解消法普及啓発の講演会の開催
- ・町内会の掲示板（1,800か所）に障害者週間の啓発ポスターの掲示 等

●2019年度

- ・災害時等障がい者支援用バンダナを制作・配布
(駅貼りポスター掲示、バス車内広告掲示、周知啓発用の懸垂幕を制作・掲示等)
- ・障害者週間の啓発用懸垂幕の制作・掲示 等

※障がい理解促進等を目的とした公演会はコロナウイルス感染症拡大のため中止

コ

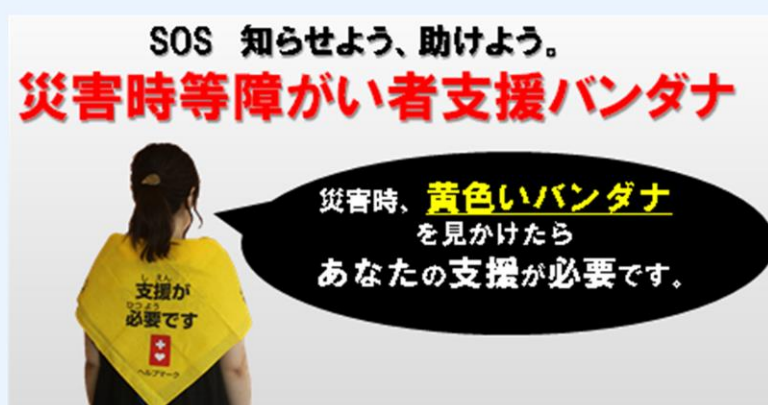
ラ

ム

障がい理解を広げていくとりくみとしても位置付けてバンダナやヘルプカードの配布・周知にとりこんでいます。

＜災害時等障がい者支援用バンダナ＞

- ・第5次町田市障がい者計画に掲げる防災対策の一環として、災害時や緊急時のためのバンダナを作成しました。このバンダナは、災害時等に身に着けることで、周囲に障がいがあることを知らせ、避難行動などの際に支援を受けやすくするものです。



＜ヘルプカード＞

- ・障がいのある人が災害時や日常生活のなかで困った時に、まわりに自分の障がいについての理解や支援をもとめるためのもので、付属の手帳に緊急連絡先や必要な支援内容などが書けるようになっています。

配布場所

障がい福祉課・障がい者支援センター

国の指針と町田市の考え方

項目1

福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の指針（考え方）

- ・ 令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- ・ 令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

第5期を踏まえた課題

- ・ 第5期計画における地域移行者数は、21人の目標に対し、2019年度末で5人、達成率は約24%となっています。
- ・ 地域生活への移行には、グループホームの利用、家族との暮らしやひとり暮らしの希望があります。地域生活への移行をになう市内の社会資源として、グループホーム・短期入所ともに施設数が増加しています。
- ・ グループホームにおいては、重い障がいがある人でも希望する場所に入居できることが望まれています。また、すでに入居している利用者の重度化や高齢化への対応が必要とされています。
- ・ 短期入所は、介護者の高齢化等によるレスパイトとしての利用ニーズが高い現状です。施設数の増加に伴い、今後は家族から離れて過ごすための体験の場としての活用が広がる事が期待されますが、その期待に応えられるために十分なサービス量が確保できている状況にあるとはいえません。
- ・ その他、地域生活への移行に向けた支援は、区分認定調査時や計画相談のモニタリングなどの場を通じて本人の意向を聞きとることが重要です。

町田市の考え方

○国の考えに基づき、2023年度末時点で、2019年度末の施設入所者数の6%以上を地域生活に移行すること、2023年度末の施設入所者数を2019年度末の1.6%以上削減することを基本とします。

○未達成割合を2023年度末の数値目標に加算することは困難であるため、第5期計画実績の水準を維持しつつ、重度の方が入居可能なグループホームを増やすなど、地域資源の整備をすすめることで、引き続き地域生活への移行にとりくみます。

項目	評価指標
地域移行者数	2019 年度末時点の施設入所者数 235 人のうち 2023 年度末までに 6%（14 人）以上の人を地域生活に移行する
施設入所者数の削減	2019 年度末時点の施設入所者数 235 人を 2023 年度末までに 1.6%（4 人）以上減らして、231 人以下にする

項目2

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の指針（考え方）

- 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。
- 令和5年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数（65歳以上・未満）の目標値を、国が提示する推計式を用いて設定する。
- 精神病床における早期退院率に関して、入院後3ヶ月時点の退院率については69%以上、入院後6ヶ月時点の退院率については86%以上及び入院後1年時点の退院率については92%以上とすることを基本とする。

第5期を踏まえた課題

- 町田市においては、地域移行支援・地域定着支援の利用は少ない状況が続いていますが、精神障がいのある方を受け入れるグループホームの開設、訪問看護、精神科往診クリニック等、福祉・医療的資源は増えており、長期入院となることなく地域で生活できる基盤の拡充が図れてきています。
- また、町田市内の精神科病院と実施している「精神保健福祉推進会」においては、医療機関に入院している精神障がいのある方やスタッフ等が地域の状況を認識しやすくなるよう、精神に関わる病院・クリニック・相談機関等が載った『まちだメンタルマップ』を作成しました。
- しかしながら、措置入院、医療保護入院の件数等は横ばい状態であり、地域全体で精神障がい者を包括的に支えるシステムは十分とは言えない状況です。

町田市の考え方

- 基本指針で国から評価指標の設定が求められている「精神障がい者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数」「精神病床の1年以上入院患者数」「退院率」については、東京都が評価指標の設定を行うため町田市では指標の設定をおこないません。
- 精神障がいのある方が安心して地域で生活を継続できるよう、保健・医療・福祉が連携した会議の場において、地域で生活する上で必要なネットワークのあり方について検討していきます。



項目2に関連する重点施策

重点施策4 20ページ

項目3

地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の指針（考え方）

- ・ 地域生活支援拠点等について、令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

第5期を踏まえた課題

- ・ 第5期計画期間中には、地域生活支援拠点について地域の障がい者支援センターを中心とした面的整備を行う方針をかため、拠点に求められる5つの機能のうち、「相談」「緊急時の受け入れ・対応」「グループホーム等の体験の機会・場」の3つの機能について、整備をおこないました。
- ・ 残る「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」の機能についての整備が課題となっています。

町田市の考え方

○今後、町田市では約300名の知的障がいがある人が50歳を迎える予定となっており、障がいがある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見すえ、地域で自立した生活をおくれるような支援体制の構築が必要です。このことを踏まえ、地域生活支援拠点等として求められる機能のうち、未整備の「専門性」「地域の体制づくり」について整備をすすめます。また、地域生活支援拠点等の機能充実のため、年1回以上、運用状況を検証・検討することを基本とします。

項目	評価指標
地域生活支援拠点等の設置	地域生活支援拠点等について、地域障がい者支援センターを中心とした面的整備を行う
拠点機能の充実	地域生活支援拠点等の機能について、町田市障がい者施策推進協議会において年1回以上、運用状況の検証・検討を行う



項目3に関連する重点施策

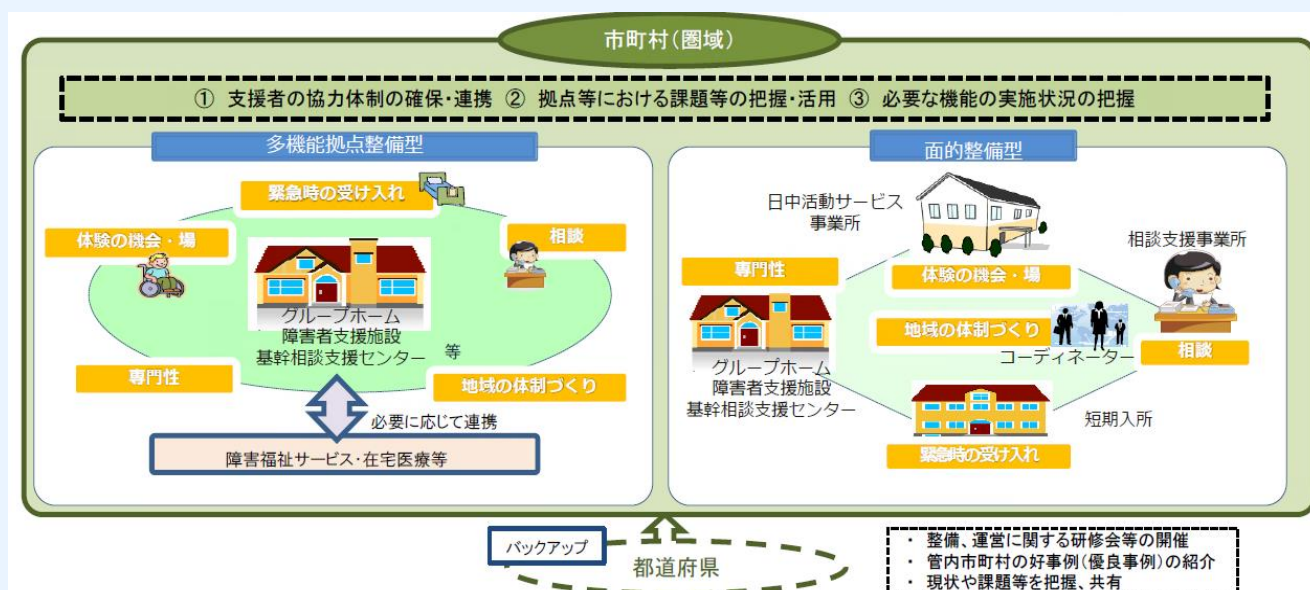
重点施策3 20ページ

コ ラ ム

地域生活支援拠点等について

地域生活支援拠点等とは、障がいの重度化・高齢化や「親なき後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことです。

居住支援のための主な機能は、①相談②緊急時の受け入れ・対応③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりの5つとしています。

地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）

※あくまで参考例であり、地域の実情に応じた整備を行うものとされています。

出典：「地域生活支援拠点等について～地域生活支援体制の推進～【第2版】」

厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課

項目4

福祉施設から一般就労への移行等

国の指針（考え方）

- 一般就労への移行者数を令和元年度の 1.27 倍にする。
 うち 就労移行支援事業を通じた移行者数：1.30 倍
 就労継続支援A型を通じた移行者数：1.26 倍
 就労継続支援B型を通じた移行者数：1.23 倍
- 就労定着支援事業利用者：一般就労移行者のうち、7割以上の利用
- 就労定着率8割以上の就労定着支援事業所：7割以上

第5期を踏まえた課題

- 障害者雇用促進法の改正により、一般就労への移行者数は大きく増加しました。特に精神障がいがある人の就労が進んでいます。就労移行支援事業所は 2019 年度末時点で 12 事業所あり、第5期計画期間中では、8割の事業所が就労移行率3割以上を達成しています。障がい者就労・生活支援センター等から一般就労した年間の人数は 2019 年度末時点で 90 人となりました。市の調査結果からは就労に関する支援を希望する人が多いことが明らかになり、とりくみの継続が求められています。
- 就労定着支援事業所は 2019 年度末時点で 7 事業所あり、第5期計画期間中ではサービスを利用して 1 年間就労継続した人が約 9 割となりました。しかし、職場環境や仕事内容、人間関係、生活環境などの要因で退職する人も依然として多く、職場定着はひきつづき課題となっています。障がいがある人を取りまく様々な課題に対応するため、関係機関と連携した体制を強化していく必要があります。

町田市の考え方

- 福祉施設から一般就労への移行は、就労移行支援事業の利用が実績の多くを占めています。ただし、就労継続支援事業を通じて一般就労する人もいることから、第6期計画では国の考え方にもとづき、就労系サービスごとに評価指標を設定します。
- また、働きつづけるための支援として、就労定着支援事業の利用や定着率の評価指標を設定し、行政と民間事業者がともにとりくみを進めていきます。

項目	評価指標
一般就労への移行者数	就労移行支援事業等※1 を通じて一般就労に移行する者 2019 年度実績の 1.27 倍以上かつ就労系サービスの目標の合計値以上 【2019 年度実績】 111 人 【2023 年度目標】 145 人以上
	うち就労移行支援事業を通じて一般就労に移行する者 2019 年度実績の 1.3 倍以上 【2019 年度実績】 96 人 【2023 年度目標】 125 人以上
	うち就労継続支援 A 型事業を通じて一般就労に移行する者 2019 年度実績の 1.26 倍以上 【2019 年度実績】 4 人 【2023 年度目標】 6 人以上
	うち就労継続支援 B 型事業を通じて一般就労に移行する者 2019 年度実績の 1.23 倍以上 【2019 年度実績】 11 人 【2023 年度目標】 14 人以上
就労定着支援事業利用者数	就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち就労定着支援事業を利用する者 【2023 年度目標】 7 割以上
就労定着率※2	就労定着支援事業の就労定着率※2 【2023 年度目標】 就労定着率が 8 割以上の事業所を全体の 7 割以上

※1 生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援

※2 過去 3 年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合をいう

項目 5

相談支援体制の充実・強化等

国の指針（考え方）

- ・各市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保する。

第5期を踏まえた課題

・2015 年より市内 5 地域に障がい者支援センターを設置し、より身近な地域で相談支援や行政手続き等ができる体制を構築してきた。しかしながら、障がいのある人の親世代の高齢化や、障がいの重度化、障がい者の孤立化の問題など相談ニーズは多様化、複雑化し対応の困難性が高くなっている。障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、支援のさらなる充実が求められています。

町田市の考え方

○町田市の特徴である5つの障がい者支援センターを相談支援体制の中核として、現状ある様々な障がい福祉サービスや資源と連携して相談支援体制の充実を図ります。

項目	評価指標
総合的・専門的な相談支援 <u>体制の充実</u>	地域の相談窓口である「地域障がい者支援センター」において、相談を希望する障がい者が障がい福祉サービスを適切に利用できるよう相談の充実を図ります。 <u>地域のニーズ・情報を常に共有するために、支援センターと地域の事業所等との連絡会等を開催します。</u>



項目 5 に関連する重点施策

重点施策 9 35 ページ

項目6

障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の指針（考え方）

- 各都道府県や各市町村において、サービスの質を向上させるための体制を構築する。

第5期を踏まえた課題

- 障がいがある人の増加とともに、障がいの重度化や高齢化、多様化が進んでおり、サービスの利用は増えています。利用者一人ひとりの状況やニーズに的確に対応できるよう、質の高い支援を安定的に継続することが求められています。
- 障害福祉サービス提供事業所は、定期的・継続的に第三者評価機関による評価を受けるよう努める必要があります。利用者の意向の把握、事業所の良い点や改善点の認識につながるほか、評価結果の公表により、利用希望者がサービスを選択する際の情報源として活用できる利点があります。全ての事業所が受審している状態ではないため、市内事業所に対し、受審に係る普及啓発を行う必要があります。
- 東京都による指導監査のほか、町田市独自でも事業所への指導・助言をおこなっています。市内のサービス提供事業所は年々増加していることから、各事業所のサービスの質の向上、運営の適正化がはかれるよう、指導監査の体制の継続が必要です。

町田市の考え方

○利用者にとって真に必要とされるサービスが提供できるよう、事業所、利用者それぞれに対して はたらきかけ、サービス等の質の向上に継続的に とりくみます。

項目	評価指標
第三者評価の受審に係る普及啓発	障害福祉サービス事業所への普及啓発回数 ・年1回以上
障害福祉サービス事業所への指導	市内事業所への指導の充実をはかり、適正な事業運営を確保する ・2023年度までに対象事業所※すべてにおける実地指導の実施

※対象事業所…市が所管する社会福祉法人の事業所、市が指定を行う特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所です。その他の事業所は原則東京都が指導をおこないますが、必要に応じて市が実地指導を行う場合もあります。

第3章

計画の実現に向けて

1

計画の推進のために

（１）わかりやすい情報提供と障がい特性の周知・啓発

相談支援をはじめとする各種サービスは、必要な人に十分に届いていてはじめて機能していると言えます。そのため、当事者とその家族はもちろんのこと、潜在的なニーズがありながら福祉につながっていない人たちにも情報がいき届くよう情報提供のしかたを工夫します。

また、地域で共に暮らし、活動していくためには、地域の方が障がいの特性について理解していることが求められます。広く市民に向け、障がい特性についての周知や、こころのバリアフリーのための啓発に継続的にとりくみます。

（２）障がいがある人やその家族のニーズの把握と反映

各種の施策やサービスを効果的に実行するために、施策の内容や実施・提供方法などについて、調査や聞き取りなどを通じて、当事者やその家族、関係団体の意見やニーズの把握と反映につとめます。

（３）町田市障がい者施策推進協議会との連携

障がいがある人を、それぞれのライフステージに応じてきめ細かくサポートしていくために、関係機関との連携をより一層強いものにします。

特に、障がい当事者、障害福祉サービス等の事業者、学識経験者、関係機関（福祉・医療・経済・教育・雇用）などの様々な立場から集まって開催されている「町田市障がい者施策推進協議会」は、市の障がい者施策について多角的な視点からご意見をいただく場であることはもとより、関係機関の連携の場としてもとらえ、よりよい支援を検討していきます。

（４）庁内の連携と市職員の意識向上

障がい福祉施策は、子どもから高齢者までのすべてのライフステージにまたがるとともに、保健・医療、教育、まちづくり、文化芸術・スポーツなど広範囲な分野にわたります。

計画の実行性を高め、効果的に障がい福祉施策を推進するために、庁内の各部署との連携のもと計画を推進します。また、すべての市職員が障がいに配慮しつつ各

自の職務をおこなうことができるよう、市職員の障がい理解を深め、意識向上をはかります。

（５）持続可能な制度の構築

障がい福祉サービス利用者の増加やニーズの多様化の中でも、必要な人が必要なサービスを安定して利用できるよう、人材や財源の確保策を含めた制度の維持につとめます。

（６）感染症対策

令和２年に生じた新型コロナウイルス感染症は、保健・医療にとどまらず、経済活動、学校教育、福祉サービスの提供、水害や地震の際の避難のあり方など、生活のあらゆる面に大きな脅威をもたらしています。障がいがある人は新型コロナウイルスに感染した場合の重症化リスクが高いとされていることを踏まえた上で、障がい福祉の分野においても、今後求められる「新しい生活様式」の中での的確な情報提供、事業所の継続支援、福祉職員の安全確保、利用者の生活支援の在り方などについて、町田市障がい者施策推進協議会や関係機関の協力もえながら検討し、迅速に対応していきます。

（７）国・東京都との連携や要望

障がいがある人の地域生活を支える施策は、国や都の制度に基づき運営されているものが少なくありません。国や都の新しい動向を注視しつつ、連携しながら施策を推進します。また、利用者本位のより良い制度になるよう、国や都に対して必要な要望を伝えるとともに、行財政上の措置を要請していきます。

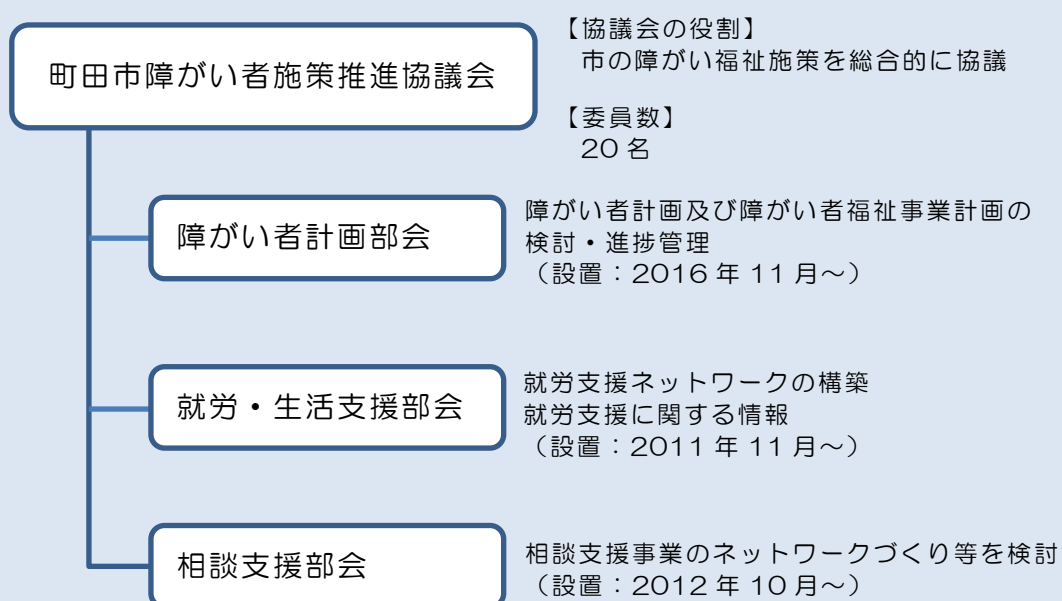
＜町田市障がい者施策推進協議会の活動＞

2010年11月、町田市は障がいがある人の施策を総合的に協議するため、市の附属機関として「町田市障がい者施策推進協議会」を設置しました。この協議会は、障がいがある人に関わる計画を検討するとともに、すすみ具合をチェックし推進していく役割をになっています。協議会には、「就労・生活支援」「相談支援」「障がい者計画」の3つの部会が設けられ専門的事項の検討をおこなっています。

～わたしたち抜きに、わたしたちのことを決めないで～

障害者権利条約のこのスローガンのもと、協議会と部会には身体・知的・精神障がいがある人や難病のある人など、障がい当事者の方にも多数参画いただいています。

＜協議会の体制＞



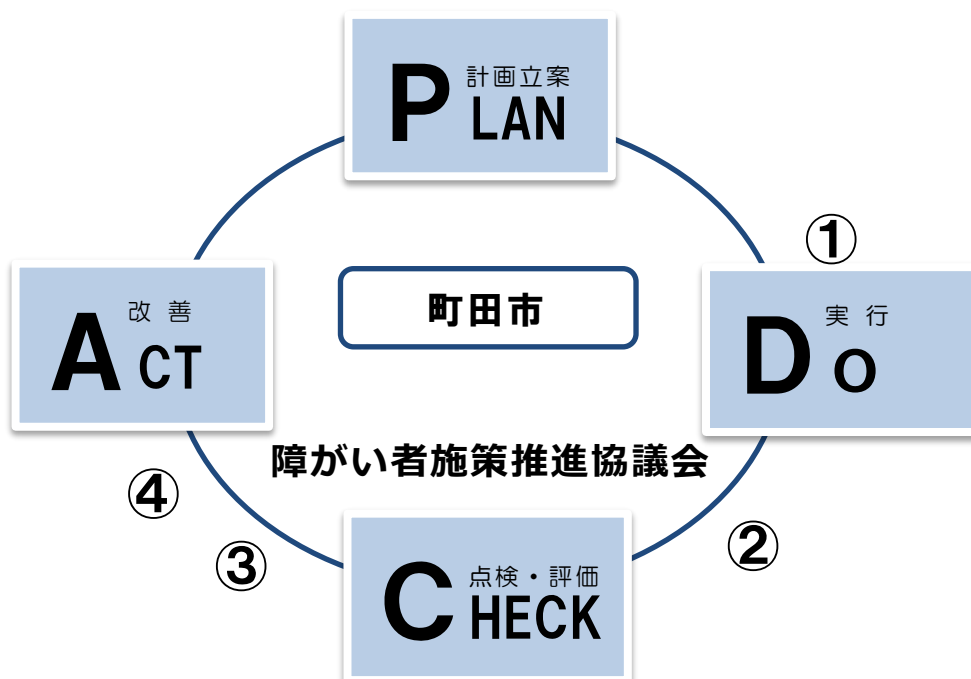
2

計画の点検と評価

計画策定後は重点となる施策の進捗状況、サービスの見込量などの達成状況を点検、評価し、その結果に基づいて改善していくという、「PDCA」のサイクルが必要です。

本市においては、庁内における進捗状況の把握とともに、町田市障がい者施策推進協議会を通じて点検と評価をおこない、必要に応じ改善をはかります。

<PDCAサイクル>



- ① 町田市のすべての担当部署は、この計画の確実な実現に向けてそれぞれ検討をおこない、課題を明らかにし、主体的にとりくみます。
- ② そして毎年度、この計画のすすみ具合をまとめ、町田市障がい者施策推進協議会に報告します。
- ③ 町田市障がい者施策推進協議会は、障がいのある本人や関係者の意見をきき、必要があると認めたときには、計画の変更や事業を見直すことを考えます。
- ④ 町田市障がい者施策推進協議会のもとにある各部会も、この計画のすすみ具合を確認し、積極的に関わります。

卷末資料

障がい福祉サービスの内容

★障がいのある児童も利用可能なサービス。

●標準利用期間のある（利用期間が限定されている）サービス。

種別				掲載ページ
訪問系サービス	居宅介護(ホームヘルプ)	★		P22
	<内容> 居宅での身体介護(入浴、排せつ、食事の介護)や家事援助等をおこなうとともに、通院の付き添いや生活等に関する相談・助言その他の支援をおこないます。			
	重度訪問介護			P22
	<内容> 重い障がいのある人に対して、自宅での身体介護(入浴、排せつ、食事の介護)、家事援助、見守り等や外出時における移動支援等を総合的におこないます。			
	同行援護	★		P22
	<内容> 視覚障がいにより、移動に困難を感じている障がいのある人に対して、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談・助言その他の支援をおこないます。			
	行動援護	★		P22
	<内容> 障がいのある人が行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護や援助をおこないます。			
	重度障害者等包括支援	★		P22
	<内容> 居宅介護、同行援護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を包括的に提供します。			
日中活動系サービス	生活介護			P31
	<内容> 常に介護を必要とする人に、日中の時間帯、入浴、排せつ、食事の介護等をおこなうとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。			
	自立訓練(機能訓練)		●	P31
	<内容> 理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談・助言その他の支援をおこないます。			
	自立訓練(生活訓練)		●	P31
	<内容> 事業所や居宅において入浴、排せつ、食事等に関する訓練及び生活等に関する相談・助言その他の支援をおこないます。			
	宿泊型自立訓練		●	P31
	<内容> 居住の場を提供し、家事等の日常生活能力を向上するための支援や相談及び助言等をおこないます。			

	就労移行支援		●	P31
	＜内容＞ 一般就労を希望する人に、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供、訓練、求職活動の支援、就職後の定着のための相談支援等をおこないます。			
	就労継続支援A型(雇用型)			P31
	＜内容＞ 一般就労が困難な人に、生産活動その他の活動の機会の提供、就労に必要な知識、能力向上に必要な訓練、その他の支援をおこないます。			
	就労継続支援B型(非雇用型)			P31
	＜内容＞ 一般就労が困難な人に、生産活動その他の活動機会の提供、就労に必要な知識、能力向上に必要な訓練、その他の支援をおこないます。			
	就労定着支援		●	P31
	＜内容＞ 一般就労へ移行した障がいのある人について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労継続をはかるために企業・自宅等への訪問や障がいのある人の来所による必要な連絡調整、指導・助言等をおこないます。			
	療養介護			P31
	＜内容＞ 病院等に入院している人に対して、主に日中の時間帯に、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の支援をおこないます。			
居住系サービス	短期入所(ショートステイ)＜福祉型・医療型＞	★		P31
	＜内容＞ 福祉型：居宅において介護する人が病気の場合や自立生活に向けた体験をする場合などに、施設等へ短期間入所させ、入浴、排せつ及び食事その他の必要な支援をおこないます。 医療型：居宅において介護する人が病気の場合や自立生活に向けた体験をする場合などに、病院等へ短期間入所させ、入浴、排せつ及び食事その他の必要な支援をおこないます。			
	共同生活援助(グループホーム)			P22
	＜内容＞ 主に共同生活をする住居での相談や日常生活上の援助をおこないます。			
	施設入所支援			P22
	＜内容＞ 施設に入所する障がいのある人に対して、主に夜間において入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の日常生活上の支援をおこないます。			
	自立生活援助		●	P22
	＜内容＞ 一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応をおこないます。			

相 談 支 援	基本相談支援			P36
	<内容> ・障がいのある人等が必要とする情報提供や助言をおこないます。 ・障害福祉サービス等の利用や課題の解決に向け、障がいのある人と行政、障害福祉サービス事業者、医療機関、教育機関等との調整などをおこないます。 ・行政の立場で障がいのある人の福祉全般にわたる相談をおこないます。			
	計画相談支援			P36
	<内容> ・サービス等利用計画案の作成、支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）をおこないます。 ・サービス事業者等との連絡・調整をおこないます。			
	地域移行支援・地域定着支援			P36
	<内容> ・地域移行支援：住居の確保、地域生活の準備や障害福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域生活に移行するための活動に関する相談等の支援をおこないます。 ・地域定着支援：夜間も含む緊急時の連絡、相談等の支援をおこないます。			

地域生活支援事業の内容

★障がいがある児童も利用可能なサービス。

種別			掲載ページ
必須事業	理解促進研修・啓発事業		P60
	＜内容＞ 障がいのある人に対する理解を深めるための研修・啓発をおこないます。		
	自発的活動支援事業		P40
	＜内容＞ 障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるような、自発的なとりくみの支援をおこないます。		
	相談支援事業	障害者相談支援事業	★ P36
		＜内容＞ 福祉サービスに関する情報提供と利用援助、専門のサービス提供機関の紹介、社会生活力を高めるための支援、権利擁護のための必要な援助をおこないます。	
		基幹相談支援センター等機能強化事業	★ P36
		＜内容＞ 総合的・専門的な相談支援の実施、地域の相談支援体制の強化のとりくみ、地域移行支援ならびに定着支援事業のとりくみ、権利擁護・虐待の防止の業務等をおこないます。	
		住宅入居等支援事業(居住サポート事業)	P36
		＜内容＞ 入居に必要な調整等に関する支援をおこないます。	
	成年後見制度利用支援事業		P54
	＜内容＞ 成年後見制度の利用に要する費用のうち、成年後見の申し立てに要する経費及び後見人等の報酬等の全部または一部を補助します。		
	成年後見制度法人後見支援事業		P54
	＜内容＞ 法人後見実施のための研修、法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築、法人後見の適正な活動のための支援等をおこないます。		
	意思疎通支援事業		★ P46
	＜内容＞ 手話通訳者及び要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業等をおこないます。		

	手話奉仕員養成研修事業		P46
	<内容> 日常会話程度の手話表現を習得した手話ボランティアを養成するための研修、手話通訳者としての研修をおこないます。		
	日常生活用具給付等事業	★	P23
	<内容> 日常生活上の便宜をはかるための、告示の要件を満たす6種の用具の給付をおこないます。		
	移動支援事業	★	P23
	<内容> 社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための、外出の際の移動の支援をおこないます。		
	地域活動支援センター機能強化事業		P32
	<内容> 地域生活支援の促進をはかるための社会との交流促進、機能訓練、相談等をおこないます。		
任意事業	福祉ホーム		P23
	<内容> 低額な料金での居室その他の設備の提供、施設の管理、利用者の日常に関する相談、助言、関係機関との連絡、調整をおこないます。		
	訪問入浴サービス	★	P23
	<内容> 訪問により居宅において入浴サービスを提供します。		
	日中一時支援	★	P32
	<内容> 日中における活動の場を確保し日常的な訓練や支援をおこないます。		
	緊急一時保護	★	P40
	<内容> 介護者の病気や急な冠婚葬祭等により、一時的に障がいのある人や児童を介護できなくなったときの宿泊場所の提供をおこないます。		
	スポーツ・レクリエーション教室開催等	★	P16
	<内容> 障がいのある人や児童が、スポーツに触れる機会等を提供します。		
	自動車運転免許取得・改造助成		P32
	<内容> 自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。		
	知的障害者職親委託		P32
	<内容> 一定期間、職親に預けて生活指導及び技能習得訓練等をおこないます。		

ページ番号の訂正とお詫び

21 ページ以降のページ番号に誤りがございましたのでお詫び申し上げます。
正しいページ番号は下記のとおりです。文章中の参照ページにつきましても、
21 ページ以降の番号が 1 ページ前の表記となっております。

(例：⇒重点施策 19 p59 の場合、記載部分は 60 ページになります)

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

1 基本理念（一番だいじな想い）	3
2 基本視点（大切に考える方）	5
3 基本目標（とりくみの大きな柱）	6
4 計画の位置づけと期間	7
5 施策の体系（とりくみの全体像）	9

第2章 町田市がとりくむこと

用語の説明	12
分野別の課題と施策	13
1 学び、文化芸術、スポーツ活動のこと	13
2 暮らすこと	17
3 日中活動・働くこと	<u>25</u>
4 相談すること	<u>34</u>
5 家庭を築くこと・家族を支えること	<u>38</u>
6 保健・医療のこと	<u>42</u>
7 情報アクセシビリティのこと	<u>44</u>
8 生活環境と安全・安心のこと	<u>48</u>
9 差別をなくすこと・権利を守ること	<u>52</u>
10 行政サービスのこと	<u>56</u>
11 理解・協働のこと	<u>58</u>
国の指針と町田市の考え方	<u>63</u>

第3章 計画の実現に向けて

1 計画の推進のために	<u>74</u>
2 計画の点検と評価	<u>77</u>

巻末資料

・障がい福祉サービスの内容	<u>79</u>
・地域生活支援事業の内容	<u>82</u>

(仮称)町田市障がい者福祉計画21-26(案)に対する各部会からの意見と対応状況
2020年度 第5回計画部会委員からの意見と対応状況
(9月23日開催分＋後日意見)

資料2

NO	章・ページ	意見概要 ※概要欄に記載のページ数は9/23時点の素案に基づくもののため、最新の素案のページ数とは一致しない場合があります。	回答・対応状況	対応/関連ページ	発言者
事前 1	第2章 分野3 分野4	引きこもり状態にある人は、およそ全国に、61万人いると言われ、親が80代、当事者が50代という8050問題として、社会問題となっております。 引きこもりに関して思うのは、80代の親には頼れないという現実です。入院をすれば、荷物などの搬入も必要不可欠でしょうし… 様々な金銭関係などの相談に対応できるよう、地域の障がい者支援センターに人員を確保することと、センターの存在をもっと知ってもらう事が重要です。 また、社会との繋がりとして作業所もそうですが、「まちプラ」をもっと。活気のあるものにして頂きたい。 引きこもっている人が身体を清潔にして、髭をそり、外出時の洋服に着替えるえ、引きこもっている状態から、とにかく外に出る。そのための居場所がないと、引きこもりには、先がありません。 まちぶらのような、時間にしばられない居場所を増やして欲しいです。 引きこもりは、何もしなくても良いから、楽ではなく。一日中寝てしまったり。体調の悪さと闘うことになる為、非常に苦しいです。 様々な問題を抱えている大変な家庭もあるでしょう。	2ー4「相談すること」の分野では、8050問題も意識した実行プランを記載しております。 また、2ー7「情報アクセシビリティのこと」では障がい者支援センター等の支援機関の情報提供に関する実行プランを記載しております。 また、2ー3「日中活動・働くこと」ではまちプラ事業の充実に向けたとりくみの方向性を示しております。	p28 p35 p46	三輪委員
当日 1	全体	「障がいのある人」「障がいがある人」、「進める」、「働きかけ」、「持つ」、など用語表記の統一を。	ご指摘を踏まえて計画完成までに随時、文言整理・統一を行います。(※他にも、「取り組む」「図る」「行う」「努める」「引き続き」「言う」などについて統一する方向で調整予定。) 現状の対応状況 ○障がいがある人に統一 ※ただし障がい者差別・障がい者虐待、障がい者支援センターなど固有名詞として使用されている場合は除く。		森山委員 宮島委員
当日 2	第1章 基本視点	「考え方」「視点」の用語は統一を。基本視点なので「視点」でよい。	ご指摘を踏まえ下記のとおり修正しました。 リード文の「考え」という語句を「視点」に修正。	p5	宮島委員
当日 3	第1章 施策の体系	体系の表示があることはわかりやすくてよい。重点施策に参照頁がつくとよりよいと思う。	ご指摘のとおり修正しました。	p9	宮島委員
当日 4	第2章 全体	前回の計画書には所管課がすべて表示されているが、今回の計画案では重点施策のみとなっている。かつ、所管課は障がい福祉課ばかりという印象だ。これでは他課は関係ないと思われるのか心配だ。	分野タイトル下に主なとりくみも含め担当部署名を記載しました。(第5次障がい者計画と同じような記載の仕方)	p13-57	宮島委員
当日 5	第2章 全体	今回の計画案は、見込み量確保のための記載が前回より少なく、省かれている。ゆえに市の取り組みとしてすべきこと、例えば重度支援加算を市で付けるなどを検討すべきではないか。 日中活動支援や暮らしの支援において、障害の重い人に対する支援体制を確保するためには、「重度重複集中施設加算」の要綱の「通所施設」にグループホームを加え、「定員40人以上」を5人まで引き下げれば、重い障害のある人たちを受けとめている通所施設やグループホームも加算対象になる。	ご意見を踏まえ、重い障がいのある人の暮らしと日中活動に関するとりくみを再検討しました。具体的には、分野2「暮らすこと」の重点施策5「重い障がいのある人の利用しやすい基盤整備」については重点施策の事業内容を見直し、「重い障がいがある人が利用できるグループホームのあり方の検討(会議の実施)」に変更しました。 また、分野3「日中活動・働くこと」の重点施策6「既存の事業所の活用による、重い障がいがある人の日中活動の場の確保方策の実施」について目標値を追加しました。	p21 p26, 28	小野部会長
当日 6	第2章 全体	主な取り組み、重点、国の目標と、それぞれ関連するところはわかるようになるといい。 人材確保はp57に重点があるが、そこに関連施策から飛べるようになるなど。	上位計画である次期の地域福祉計画では「協働」を大きなテーマとしていることや、人材対策は市だけでなく、地域の多様な主体と協力して実施されることが望ましいと考えるため、2-11「理解・協働のこと」で整理しております。この考え方を基本としつつも、いただいたご意見を踏まえ、「暮らすこと」「日中活動・働くこと」の2分野に記載されている人材対策に関する主なとりくみから、「理解・協働のこと」に記載されている人材対策の重点施策に飛べるよう記載を追加しました。	p19 p26 p59	森山委員
当日 7	第2章 分野1	「レガシー」「インクルーシブスポーツ」には説明が必要。	○インクルーシブスポーツの注釈を追加。 ○レガシーの文言はなくても意味がとおるため削除しました。	p13	市村委員
当日 8	第2章 分野2	地域移行についての課題として「移行は十分に進んでいません。」となっているがこれに対する対策が示されていない。 施設からの地域移行を考える際は、市民ではないが町田市の施設に住む人、町田市民だが遠くの施設を利用している人がいる。また、最近のコロナ禍において、施設を出たいという人も出ている。町田市でなくても、その地で暮らすことも含めて、双方が町田市やその地域に住みやすいようにということを地域移行を支える取組として示すことはできないだろうか。	p19の「障がいがある人の地域での暮らし、地域生活への移行」につき、文言を下記の通り整理しました。 ・施設入所者の区分認定調査時や計画相談のモニタリングなどの場を通じ、地域生活の移行の聞き取りを引き続き行います。 ・障がい者が、十分な情報を得た上でグループホームや一人暮らしなど、自身の希望に応じて地域での生活ができるよう支援します。	p19	李委員

NO	章・ページ	意見概要 ※概要欄に記載のページ数は9/23時点の素案に基づくもののため、最新の素案のページ数とは一致しない場合があります。	回答・対応状況	対応/関連ページ	発言者
当日 9	第2章 分野2	主な取り組みの4つ目、「移動支援事業については、時間数等の検証を行い」のところに、「ニーズに見合った」を入れて「移動支援については、ニーズに見合った時間数等の」としてほしい。	「移動支援事業については、利用者のニーズを注視しながら時間数等の検証・見直しを行い、事業を推進していきます。」に文言を修正しました。	p18	小野部会長
当日 10	第2章 分野2	4行目「事業所の実態をふまえ」とあるが、どのような実態を踏まえるのかわからない、わかりづらい。	「事業所の実態をふまえ」という文言を削除し、全体を「事業所の支援人材の確保のための方策を検討します。また、サービスの質の向上のための人材育成に向けたとりくみをすすめます。」に修正しました。	p19	宮島委員
当日 11	第2章 分野2	2つ目の重点施策で目標値に「協議内容の具体的検討」とあるが、この具体的検討とはどのような意味か。目標値の表記がよくわからず、言葉足らずのように感じる。	市の協議体の中でテーマや議題を決めて検討していくものであり、現時点で具体的な内容を示すことができないものとなっています。	p20	宮島委員
当日 12	第2章 分野2	グループホームの目標値の「年2回」とは何を指しているか	(当日回答)市の協議体の開催回数を指しています。 (対応状況) 重点事業について、部会長からの意見を受け、「日中サービス支援型GHの開設に向けた協議の開催」から「重い障がいがある人が利用できるグループホームのあり方の検討(会議の実施)」に変更しました。	p21	宮島委員
当日 13	第2章 分野2	日中サービス支援型グループホームの開設に向けた協議の開催が重点施策に上がっているが、これは重点から外すべきだ。むしろ主な取り組みでよい。かわりに人材育成を重点に据えるべき。特に日中サービス支援型は給付の設定の関係(日中通所すると単位が下がる、日中支援する場合の人件費にも見合っていない)や支援区分(区分1も対象)の関係から決して重度対応を中心としたサービスとなっていないことが問題であり、現状ではむしろ儲け本位の民間事業者の参入を許す事態となっている。 すでに記録されている意見に続けて、以下を挿入する。 そのため、ここに日中支援型グループホームの協議が重点施策に入ることと、コラムが入ることは、事務局が理由とした「慎重な審査」を行なうことの説明にならない。そのため、21ページの内容は全面削除し、日中支援型の事業所審査は「主なとりくみ」に入れる。 現行の介護包括型グループホームで重い障害のある人たちを受け入れていくためには、手厚い支援体制を確保することが必要で、町田市独自に夜間支援の加算を創設する、また日数制限のある「日中支援加算」を町田市独自補填するなどが求められる。	日中サービス支援型グループホームの開設に向けた協議の開催は重点事業ではなく「主なとりくみ」とし、重点事業については、「重い障がいがある人が利用できるグループホームのあり方の検討(会議の実施)」に変更しました。 また、日中サービス支援型グループホームの開設相談が増えてきていることから、日中サービス支援型グループホームに対しての町田市の考え方については「コラム」で示しています。 町田市独自の加算といった、グループホームに対する支援策については、重い障がいがある人が利用できるグループホームのあり方の検討のなかで、他の施策とあわせて今後検討していきたいと考えています。	p19 p21	小野部会長
当日 14	第2章 分野2	重度のグループホームは必要で、この先6年でそこは手当てしていくべきだ。グループホームにはいろいろな希望が出ているので、重点から外していいわけではない。日中サービス支援型も必要ではないか。ただし、「開設したい事業者がいない限り何もしない」という意味だと粗末な内容になってしまうと思う。	2019年度～2020年度において、4件程度、日中サービス支援型の開設相談を受けており、全国的な状況を鑑みると今後も相談は増えていくものと考えております。ご指摘いただいたとおり、相談がない限りなにもしないということにならないよう、施設開設相談担当としても他市の日中支援型GHの事例研究等行ってまいります。	p21	宮島委員
当日 15	第2章 分野3	市役所の障がい者雇用率が課題として示されているが、「いつまでに」達成するか、目標と期限の設定を示してほしい。	p27に2021年度からの計画として示されています。 町田市では、雇用率は毎年達成を目指すものと考えています。雇用率自体が定期的に見直されてきていることも踏まえ、目標や期限は明記していません。	p27	後藤委員
当日 16	第2章 分野3	重点施策の1つ目の事業概要の所。「共有をはかります。」は「共有をはかり、新たな参入を促進します。」まで記載してほしい。	ご指摘を踏まえ、以下のように修正いたします。 ・・・共有をはかります。また、新たな事業所の参入を促進するツールとして活用していきます。	p28	宮島委員
当日 17	第2章 分野3	コラム内にセンター名などがでているが、これを見て気になった場合どこに行けばいいか。わかるようになっているとよい。	ご指摘を踏まえ、所在地や連絡先を記載いたしました。	p30	宮島委員
当日 18	第2章 分野4	重点の2つ目、事業概要の中に課題を抱えている人についての表現があるが、配偶者の扶養に入っている人の不安というもある。「親なき後」はわかりやすい表現だがそれだけではない。生計中心者(「配偶者や生計を支えてきた家族」)なき後の課題がある。親なき後という表現だと限定し過ぎにならないか。	ご指摘をふまえ、「親なき後(養護者や生計を支えてきた家族が不在となった後)」に変更しました。	p35	市村委員
当日 19	第2章 分野5	コラムの内容はむしろ重点にすべきではないか。	今回は重点施策には選定しませんでした が、引き続き取り組みを続けるとともに、今後、育児支援施策について「町田市障がい者サービスガイドブック」への掲載をするなど、必要とする方に情報提供ができるよう検討中です。	p39	小野部会長
当日 20	第2章 分野5	重点施策として短期入所があげられているが、これは家族支援であり、当事者の家庭を築くことへの支援ではない。当事者の家庭を築くことへの支援が必要ではないか。	(当日回答)p39のコラム(調整中)にあるように育児にはヘルパーがあり、他の福祉サービスもあります。これらが周知されていないという課題はありますが、ほかに特別な支援が必要ということでしょうか。 また、重点施策ではありませんがp38の主なとりくみの2つ目を前回から追加しています。 (発言なし) (対応状況)これらの支援策が周知されていないという現状を踏まえ、今後は、障がい者サービスガイドブック等に掲載するなど、必要な方に情報が届くよう取り組んでまいります。	p38 p39	小野部会長

NO	章・ページ	意見概要	回答・対応状況	対応/関連ページ	発言者
当日 21	第2章 分野8	現状と課題の2つ目、外出支援について、重点には出ていないのが残念。特にタクシー券については以前から要望していることもあり残念だ。同行援護サービスよりも安上がりだし、介護福祉タクシーは事前予約などの関係で利便性が悪い。	小野部会長(当日):タクシー関連については、どうか載せ方を検討することはできないか。 町田市では、65歳未満で身体障害者手帳・愛の手帳を交付された方を対象に通院交通費の助成を行っており、タクシーの費用も35%が助成対象となります。その他の移動は同行援護や重度訪問介護等の障害福祉サービスで利用可能なものがあります。移動に関する支援制度が既にあるため、さらにタクシー券を追加するといった施策については今後さらなる検討が必要となるため、タクシー券にとどまらず、障がいのある人の移動を支援する方策として「車いすでも利用できるタクシーの整備、障がい者手帳のカード化にともなう多機能化の進展状況および合理的配慮の普及状況を踏まえ、障がいのある人の移動を支援し、促進する方策について検討します。」を追加しました。	p18 p19	風間委員
当日 22	第2章 分野8	車いすで乗れるタクシーは最近飛躍的に増えている。(市内で少なくとも53台稼働)タクシー利用の状況も以前とは変わってきた。また、コロナ禍で公共交通機関を避けることもあり、タクシーのニーズが上がっているといえる。		p18 p19	李委員
当日 23	第2章 分野8	声かけや手伝いについては、どこかに出ているか。市で情報発信する機会があるとよい。	p49【生活環境】の2つ目の・に記載されています。	p49	風間委員
当日 24	第2章 分野11	人材育成対策のところはもう少し具体的になるといい。前段(分野2や3)には調査や研究を行うことが示されているので、その結果を活用して研修の際にもっと情報を出していくなど、その流れを盛り込めるといい。	ご指摘を踏まえ、目標や事業概要の記載を修正いたしました。	p59	清水委員
当日 25	第2章 分野11	人材育成は理解と協働よりも、「2 暮らすこと」や「3 日中活動・働くこと」に配置した方が良い。	上位計画である次期の地域福祉計画では「協働」を大きなテーマとしていることや、人材対策は市だけでなく、地域の多様な主体と協力して実施されることが望ましいと考えるため、2-11「理解・協働のこと」で整理しております。この考え方を基本としつつも、いただいたご意見を踏まえ、「暮らすこと」「日中活動・働くこと」の2分野に記載されている人材対策に関する主なとりくみから、「理解・協働のこと」に記載されている人材対策の重点施策に飛べるよう記載を追加しました。	p19 p26 p59	宮島委員
当日 26	第2章 分野11	同様に、人材育成支援については重点施策としても盛り込むべきだ。また、「人材確保」だけでなく「人材確保・育成」としてほしい。	上位計画である次期の地域福祉計画では「協働」を大きなテーマとしていることや、人材対策は市だけでなく、地域の多様な主体と協力して実施されることが望ましいと考えるため、2-11「理解・協働のこと」で整理しております。この考え方を基本としつつも、いただいたご意見を踏まえ、「暮らすこと」「日中活動・働くこと」の2分野に記載されている人材対策に関する主なとりくみから、「理解・協働のこと」に記載されている人材対策の重点施策に飛べるよう記載を追加しました。 ※「理解・協働のこと」の分野で記載している人材対策事業は人材確保だけでなく、育成のことも想定した事業となっています。	p19 p26 p59	小野部会長
当日 27	第2章 国の指針	重点施策に関連するものは該当ページを記載できると良い。	ご指摘を踏まえ、「国の指針と町田市の考え方」のところに、関連する重点施策のページ数を記載いたしました。	p64 p65 p69	宮島委員
当日 28	第2章 国の指針	・項目5の指標はこれですべてか。読み取りにくい。p34と関連すると思うのでそことの関係で修正してはどうか。また、項目名は「総合的・専門的な相談支援の充実(または～の確保など)」までであると良い。 ・p67の項目6は市の指導について書かれているが、NPOなどの所管以外のところへもう少し介入できないか。	・ご指摘のとおりp35の重点施策「相談支援体制の強化」と整合をとるかたちで修正しました。また、p69の項目名をご指摘のとおり修正しました。 ・市所管の事業所が対象ですが、そのみというわけではなく、適宜情報共有して実地指導を行うなどの対応をしています。	p35 p69	宮島委員
当日 29	第3章	今回の計画案では進行管理が点検と評価となった。前回(現計画)の推進体制は今回の案ではどう反映されているか。	p73-76にちりばめられています。	p73-76	小野部会長
当日 30	第3章	p73の「担当部署」とは所管課のことか。	お見込みの通り、所管課を指しています。	p76	清水委員
後日 1	第2章 全体	サービスの見込量が掲載されているが、それぞれのサービスがどのようなものかが分かるようにできないか。例えば、見込量記載の後にコラムのような形で解説がある等。 5期計画では載せている。それぞれのサービスについて課題や方策を出す形ではなくなったので仕方がないかも知れないが、サービスの内容が分かると見る人にとってやさしいと思う。	ご指摘を踏まえ、巻末資料にサービス内容の一覧を追加しました。	p78-82	森山委員
後日 2	第2章 分野2	P19の3つ目の・を以下のように修正してほしい。 ・事業所で支援に必要な人材確保のための方策を検討します。またサービスの向上のための人材育成に向けたとりくみをすすめます。(⇒重点施策19 p59)	ご意見を踏まえ、とりくみを「事業所の支援人材の確保のための方策を検討します。また、サービスの質の向上のための人材育成に向けたとりくみをすすめます。(⇒重点施策19 p59)」に修正しました。	p19	小野部会長
後日 3	第2章 分野3	P26の「主なとりくみ」の5つ目の・を以下のように修正してほしい。 ・事業所の職員体制が充実し、高齢化や重度化をみすえた質の高い支援ができるよう、支援に必要な人材確保のための方策を検討します。また事業所や関係機関などと協働しながら人材の確保や育成の支援にむけた検討を行ないます。(⇒重点施策19 P59)	ご意見を踏まえ、とりくみを「事業所の職員体制が充実し、高齢化や重度化をみすえた質の高い支援ができるよう、事業所や関係機関などと協働しながら、支援に必要な人材の確保や育成のための方策を検討します。(⇒重点施策19 p59)」に修正しました。	p26	小野部会長

NO	章・ページ	意見概要 ※概要欄に記載のページ数は9/23時点の素案に基づくもののため、最新の素案のページ数とは一致しない場合があります。	回答・対応状況	対応/関連ページ	発言者
後日 4	第2章 分野3	下から2つ目の・の最終行「サービス情報の周知徹底の解決策が必要です」→解決策は不要では？	ご指摘を踏まえ修正いたします。	p25	宮島委員
後日 5	第2章 分野3	・日中活動を希望する、すべての障がいがある人の活動参加を保障するために、事業所の開設・事業継続のための支援に取り組みます。 週1回半日の参加など、多様なニーズに対応している事業の支援を検討していきます。 (理由: 月1回の交流の場の運営経験から、日中活動を利用していない人の中では、半日利用で月2回から週2回といった頻度を希望する人が多いように感じている)	p28の重点施策6の取組みの中で参考にさせていただきます。	p28	李委員
後日 6	第2章 分野4	2つ目の重点施策について、事業概要3行目「基幹型相談支援センター」の後に(市役所)と入れたらどうか？市役所が基幹型相談支援センターの役割を果たすことを知らない人も結構多いので。	「基幹型相談支援センター」(障がい福祉課)に修正します。	p35	宮島委員
後日 7	第2章 分野4	相談支援の見込量 1ヶ月あたり→1年あたりでは？	1年あたりに修正しました。	p36	宮島委員
後日 8	第2章 分野4	地域生活支援事業の見込量でいくつか記載のある「機能として実施」の意味。事業として設定されていないが、実態としては行なっているという意味か？この表現は一般人にはわかりにくいのでは？	注釈を追加しました。	p36	宮島委員
後日 9	第2章 分野5	事業概要3行目「短期間入所させ」→「して」対象者を客体のように扱うのは気になる。	「施設等に短期間入所し、支援をうけるサービスです。」に修正いたします。	p40	宮島委員
後日 10	第2章 分野7	意思疎通支援のとりくみへの追加 ・知的障がいのある人も希望する人がオンライン通話ができるようにシステムとサポートを検討していく。 (多くの人がテレワークやオンライン通話を使うようになり、知的障がいのある人との情報格差はかえって広がっていると思う。他の関係者から同様の意見も聞く。)	ご意見を踏まえ追加しました。 障がいがある人のためのリモート・オンライン等のサービスは、障がい種別に関わらず重要と考えます。市では、新たなサービスに関する情報提供につとめていきます。	p44	李委員
後日 11	第2章 分野7	手話通訳の普及促進について、設置要請に対する結果の検証をすべき。あるいは設置が進むよう、金融機関や商業施設の従業員さんに手話通訳のできる人が増えるように働きかけをするのはどうか。 (手話通訳のできる新たな人材を雇う余裕はないであろうが、従業員のスキルアップの一つとして、手話通訳ができる人材を育ててもらい働きかけをするなど)	検証は前期計画(2021～2023年度)の振り返りの際の実施します。 また、ここにおける手話通訳は専門性や高い技術が求められる通訳であるため、手話通訳者の設置としています。	p45	宮島委員
後日 12	第2章 分野1 1	P59 重点施策19を以下のように修正してほしい。 「事業概要」 支援人材の確保のための方策を検討します。また質の高い支援のための人材育成につながるとりくみについて、事業所や関係機関をまじえた事業内容の検討をおこないます。 「目標値」2021年 方策と事業内容の検討体制の準備 2022年 方策と事業内容の検討 2023年 方策の策定	ご指摘のとおり修正しました。	p59	小野部会長

2020.9.23 ✕ 就労・生活支援部会員からの意見(書面意見募集)

No	分野	意見概要	回答・対応状況	対応/関連ページ	発言者
1	全体	全文が同じフォントで読みにくく感じる。 これから校正していくのだろうが、見出しは大きくしたり、また重点施策の表のフォントを本文とは違うものを使うなど、読みやすい紙面にしてほしい。	ご指摘を踏まえ計画完成までにフォント等の調整を行います。		高水委員
2	暮らすこと	【地域生活への移行】の1つ目の・「施設入所者 及び社会的入院とされる精神障がい者 の地域生活への移行は十分に進んでいません」に修正してほしい。	第5期計画中に精神障がいに対応したグループホームが増え、地域移行は進んできていますが、引き続き移行を進めていくことが必要なため、【地域生活への移行】に、「・長期入院の精神障がいの方の地域移行をさらにすすめていくが必要です」を追加しました。	p18	清水委員
3	暮らすこと	障がい者支援センターの運営業務委託仕様書にも記載されている、障がい者支援センターの業務である「地域生活への移行に向けた相談支援」が進められていない現状と指定一般相談の設置事業者を増やす取り組みが必要ではないか。	「主なとりくみ」に、「特定相談支援事業所に対し、指定一般相談事業所を設置するよう促します」を追加しました。	p19	清水委員
4	暮らすこと	重点施策2つ目「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた保健・医療・福祉の連携」について。事業概要「精神障がいのある人が安心して地域で～ 基盤整備に向けた協議を 計画的に 実施していきます。」に修正してほしい。 理由:これまで実施できていない状況を見ると、計画を進捗管理する必要あり。	ご指摘のとおりに修正いたします。	p20	清水委員
5	日中活動・働くこと	「福祉施設」と「福祉事業所」と「就労系の障害福祉サービス事業所」の言葉の使い分けがわかりにくい。福祉施設とは日中活動系と施設系サービスのことなのか？福祉事業所は訓練等給付のサービスのことなのか？ ※を付けて、欄外に意味が説明されているとわかりやすいと思う。ほかのページでは福祉施設の表記が多いので、整合性をとるようにしてほしい。	全体を「事業所」表記に統一し、就労系の障害福祉サービスについては注釈をつけて説明いたします。	p24-31	高水委員
6	日中活動・働くこと	主なとりくみ【企業や公的機関などでの就労】について。「町田市役所では、 「雇用率に達していない現状を分析し、他障がいの受け入れも検討する必要がある 」ことを課題認識する必要がある。」を追加してほしい。 理由:前回の就労支援部会でも意見交換した内容なので課題認識する必要がある。	雇用率に達していない現状は24ページの一番下の「・」に、他障がい(知的・精神のことと捉えました)の受入れについては27ページの上から4つ目の「・」のとりくみに記載しています。27ページに記載のある「障がい者活躍推進計画」の中で具体的に取り組んでいきます。	p24,27	清水委員
7	日中活動・働くこと	【企業や公的機関などでの就労】について。「就労系の福祉サービス事業所へ、一般就労や就労定着支援の利用を促進できるように、 積極的な はたらきかけを行います」に修正してほしい。 理由:定着支援に取り組むためには、町田市としての意思を持って取り組む必要あり。	特に重点的に取り組む「重点施策」と、取組みの方向性を示している「主なとりくみ」を差別化し、計画全体の文章の整合性を図った結果、「主なとりくみ」の部分については「積極的」などの文言を使わないこととしました。	p27	清水委員
8	日中活動・働くこと	重点施策の「就労・生活支援センター等を中心とした連携体制の構築」について、会議を行うだけになっているため、例えば「連携を深めていくために、関係機関の情報共有のあり方やつなげ方のルール等を検討していきます」など具体的に連携体制強化に向けた課題を明記したほうが良い。	ご指摘をふまえ、事業概要を下記の通り修正いたします。 就労・生活支援センター等の支援機関では、地域の障がい者支援センターやハローワーク、障害福祉サービス事業所、特別支援学校など、様々な機関と連携をとりながら支援を行っています。各機関との連携をさらに深めるために、情報共有のあり方や支援のつなぎ方のルールの検討など、会議を活用した連携体制の強化にとりくみます。	p29	野路委員
9	日中活動・働くこと	タラントの記載について、町田市の機関では無いが活用が可能なセンターである旨は記載してあると良いのではないかと。	ご指摘を踏まえ修正いたします。	p30	藤本委員
10	家庭を築くこと・家族を支えること	【結婚・出産・子育て】2つ目の・「結婚や子育てをするにあたり～」の3行目、「本人の就労支援。相談支援の充実が～」『。』は『、』の間違いでは？	ご指摘のとおりに修正いたします。	p37	高水委員

11	保健・医療のこと	現在進行中の問題で書きづらいと思うが、コロナの問題を典型とするような事態が発生した場合の保健・医療の範囲で考えるべきことを「課題」として言及できないか。コロナに典型的な事態が発生した場合の障がい者ならでは<u>の困難と、それに対する町田市のとりのくみを</u>、「課題」として書けないか。委員の中には切実な経験をしている方もいらっしゃるのではないかとと思う。	新型コロナウイルス感染症については、3章の中で計画全体を網羅する形で記載しています。ご意見を踏まえ、3章の感染症対策の項目を下記のとおり修正しました。 令和2年に生じた新型コロナウイルス感染症は、保健・医療にとどまらず、経済活動、学校教育、福祉サービスの提供、水害や地震の際の避難のあり方など、生活のあらゆる面に大きな脅威をもたらしています。<u>障がいのある人は新型コロナウイルスに感染した場合の重症化リスクが高いとされていることを踏まえた上で</u>、障がい福祉の分野においても、今後求められる「新しい生活様式」の中での的確な情報提供、事業所の継続支援、福祉職員の安全確保、利用者の生活支援の在り方などについて、町田市障がい者施策推進協議会や関係機関の協力もえながら検討し、迅速に対応していきます。	p74	井上委員
12	理解・協働のこと	「主なとりのくみ」について。生涯学習センター市民大学「町田の福祉」講座は、この課題について長い間継続された実績ある事業のひとつであるため、是非言及いただきたい。 市民が障がいのある人を理解すること、ひいてはサポーターとして活動していただけることは重要。ここでの記述では「教育の現場において・・・」となっているが、これは学校教育のことと読める。生涯学習の分野での事業として紹介し、もし可能ならば重点施策に加えてほしい。「障がい福祉課」の担当ではない、ということもポイント。（就労・生活支援部会の谷内部会長が今もプログラム委員として関わっておられるのでは）	ご指摘を踏まえ、市民大学の記載を追加しました。 ・町田市では毎年、障害者週間などの機会をとらえて、市のホームページや広報まちだ、チラシやポスターなどあらゆる媒体を通じて障がい理解啓発のための情報発信を行ってきました。また、<u>生涯学習センターの市民大学事業の一環として、市民の障がい理解を深めるための講座に継続的に取り組んできました。</u> ・障害者差別解消法が施行されてからは市民・事業者を対象に法の趣旨を理解するための講演会の開催に力を入れて取り組んでいます。また、日常生活や災害時、緊急時に障がいのある人が必要な支援を周囲にお願いするための「ヘルプカード」や、災害時、緊急時に周囲からの支援を受けやすくするための「災害時等障害者支援用バンダナ」の配布を通じた障がい理解の普及啓発にも取り組んでいます。 主なとりのくみの記載を下記のとおり修正してはどうか。 <u>学校教育や社会教育の現場において障がい理解をひろげるための取り組みをすすめます</u>行います。	p57-58	井上委員

2020.9.23✕ 相談支援部会員からの意見（書面意見募集）

No	章	分野	意見概要	対応状況	対応/関連ページ	発言者
1	1章	計画の位置付けと期間	下から4行目「子ども発達支援計画」とあるが、「町田市子ども発達支援計画」に修正をお願いしたい。	ご指摘のとおり修正いたします。	p7	中村委員
2	2章 町田市がとりくむこと	学び、文化芸術、スポーツ活動のこと	2段落目の上から3行目「インクルーシブスポーツ」は、主な取り組みや重点施策にある「障がい者スポーツ」とは別の概念として使用しているのか。類似のものとして使用しているのであれば、用語を統一した方がわかりやすいと思う。また、3段落目の上から4行目「レガシー」は意味が分からない方もいらっしゃると思われるため、注を付けた方がわかりやすいと思う。	ご指摘を踏まえ注釈を追加しました。 ※インクルーシブスポーツ・・・子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も一緒に楽しめるスポーツ ※レガシーの文言は無くても意味がとおるため削除しました。	p13	中村委員
3		暮らすこと	【障がい者の地域での暮らし、地域生活への移行】について (施設入所者の地域生活への移行は十分に進んでいないことに対しての主なとりくみとして) 実際、地方の都外施設に入所利用されているご家族が高齢になり、ご自分が生きている間に町田市内に戻ってきてもらいたいと言った理由で入所の申し込みの相談を頂くことがある。その現状も踏まえ、意向の聞き取り以外にも下記のような文を入れていただくことを検討してほしい。 (文章案)障がいの重度化、高齢化(強度行動障害、医療的ケアが必要な人等)を見据え、できる限り地域での生活が可能になるように支援していくことが求められます。また、入所施設に対するニーズを把握するとともに、地域における取り組みについて連携していきます。	相談があるという現状は把握させていただきますが、都外施設から町田市の施設といった、施設から施設への移行は、地域移行の観点、本人の人権を尊重する観点から、推奨していくことは難しいものとなります。 都外の入所施設から町田市に戻り、グループホームに入居するケースについての取り組みは、「地域生活支援拠点等の整備及び充実をはかり、障がいのある人が地域で自立した生活をおくれるような支援体制を構築」する施策に包括されるものと考えます。	p19	芹澤委員
4		暮らすこと	地域生活支援拠点等については、コラムの掲載をしてはどうか。※の内容を生かし、5地域の障がい者支援センターを中心とした面的整備の方向性だけでも示せると求められるものが理解しやすいと考える。	地域生活支援拠点等について、※の内容について、地域生活支援拠点のイメージ図を掲載するなど、説明を補足させていただきます。(イメージ図は「国の指針と町田市の考え方」項目3に掲載します。)	p66	芹澤委員
5		暮らすこと	【障がい者の地域での暮らし、地域生活への移行】について、地域移行への動機が育まれた方の地域移行支援を行う一般相談支援事業所が不足している。この整備も計画すべき。	「主なとりくみ」に、「特定相談支援事業所に対し、指定一般相談事業所を設置するよう促します」を追加しました。	p19	石橋委員
6		暮らすこと	重点事業【地域生活支援拠点が有する機能の充実】の目標値について 2021年設置については、新たな取り組みであることも鑑みて、2022年、2023年→年1回以上運用状況の検証、検討とし、具体的に数値の設定をした方が良いかと思う。なお、目標値に記載している“拠点機能の充実について”の文言は事業概要に追記していたけるとなおいと感じる。	ご指摘を踏まえ、実行プランの内容に追記しました。	p20	芹澤委員
7		暮らすこと	日中サービス支援型グループホームの開設に向けた協議について重点施策にあげられているが、これだけでなく多様なニーズにきめ細かく対応できるように、様々な特徴(障がい種別、支援内容、利用期限、住居様式など)をもったグループホームを計画的に整備していく必要があると考える。全体の定員数だけでなく、どのようなグループホームがどのくらい必要かについても計画して整備の進捗を管理すべき。	重点施策を「重い障がいがある人が利用できるグループホームのあり方の検討」に変更しました。重い障がいがある人の利用や高齢化を含めた多様なニーズに対応し、町田市内にグループホームを計画的に整備していくための検討を行います。 町田市だけでなく、市内・市外の事業者や障がい者支援センター等と連携し、当事者のニーズ把握や事例集等の収集を行いながら検討を進めます。	p21	石橋委員
8		日中活動・働くこと	“短期入所については、単独型施設の開設やグループホーム開設時の併設を促進します。”の文について 現状と課題及び実行プランとのつながりがないことや関係性が見られないので、P36の“5 家庭を築くこと・家庭を支えること”に記載してはどうか。(個人的にはグループホームでの短期入所併設は、GH利用者と短期利用者との関係形成の難しさ等課題が多いと感じる。その為、居住スペース(1階、2階で別等)に配慮した事業計画は必要かと考える)	短期入所は家族支援の目的だけでなく、障がいがある人自身の自立に向けた体験の場としての役割も担っています。ご意見を踏まえ、p24の「日中活動・働くこと」の「現状と課題」を追記し、「主なとりくみ」のp26からp40「家庭を築くこと・家庭を支えること」の重点施策11を参照できるよう、案内を記載しました。	p24,26,40	芹澤委員
9		日中活動・働くこと	就労・生活支援センター等を中心とした連携強化会議の事業概要について。5地域の障がい者支援センター等、具体的な関係機関を記載してはどうか。	どの機関と会議を行うか、といったことも計画期間中に検討するため、記載が難しい状態です。現在、適宜連携している機関を例として記載し、下記のとおり修正いたします。 就労・生活支援センター等の支援機関では、地域の障がい者支援センターやハローワーク、障害福祉サービス事業所、特別支援学校など、様々な機関と連携をとりながら支援を行っています。各機関との連携をさらに深めるために、情報共有のあり方や支援のつながりのルールの検討など、会議を活用した連携体制の強化にとりくみます。	p29	芹澤委員
10		相談すること	これまで、利用者のご家族から、地域障がい者支援センターからサービスガイドブック(事業所の一覧)をもらい、短期入所や計画相談、他福祉サービスの事業所を探すように言われたといった内容の相談が多くある。中には紹介された事業所からまた別の事業種別の事業所を薦められると言った事例もあった。資料を渡すだけではないかと思うが、ご家族がそういった印象を持っている方もいた。また、相談支援事業所においても大切な姿勢だと思っているので、主なとりくみの一番上の文章に追記を検討していただければと思う。 (文章案)障がい者支援センターと民間の相談支援事業所が、障害のある人や家族に寄り添い、総合的に解決が図れるよう支援力のさらなる向上に取り組んでいきます。	重点施策の事業概要を下記のとおり修正しました。 「・・・総合的に問題解決が図れる、切れ目のない支援のための相談支援体制の強化を図ります。」	p35	芹澤委員

11		相談すること	「特定相談支援事業所を増やすようにつとめる」について。 80・50問題など支援機関からのアプローチが必要な支援に取り組むためには、特定相談支援事業所の増加、サービス等利用計画作成立率の向上が欠かせない。重点的に取り組むべきことと考える。	重点施策には取り上げていませんが、ご指摘のとおり、重要なとりくみとして認識し、事業所数の増加につとめてまいります。	p19	石橋委員
12		相談すること	主な取り組み「障がい者支援センターの認知度を高める方策について検討します。」について。 障がい者支援センター開設直後なら「認知度を高める」こと自体を取り組みの目的にするのは良いと思うが、2期目も同じ課題というのはいかがなものか。 この5年間に見えてきた課題について実際に取り組みをすすめることで結果的に認知度は上がっていくものと思う。現時点で課題として見えてきた以下の点を入れて具体的な内容にしていってはどうか。 ・今回の調査結果から、孤立していて支援につながらない人や困っていてもサービス内容や手続きがわからない為サービスを受けられない人が多くいることがわかりました。そのような方々が必要な支援に繋げる為の取り組みを行うこと ・地域生活支援拠点としての機能を果たしていくこと ↓ (案) 「障がい者支援センターは地域生活支援拠点として困りごとをかかえる障がい者をきめ細かく支援し、地域で安心して住み続けられる支援体制作りを目指します。」	・支援センターの認知度については、調査結果から、特にサービス未利用者からの認知度が低いことがわかっており、また、精神障がいの方のサービス利用も少ないことから課題であると認識しており、引き続きとりくむべき課題として、次期計画にも掲載しております。 ・そのうえで、ご指摘の意見を踏まえ、とりくみに「障がい者支援センターは、 <u>地域支援拠点等の機能を担い、</u> 困りごとをかかえる障がい者をきめ細かく支援していきます。」を追加しました。	p34	西嶋委員
13		相談すること	重点施策1つ目の相談支援体制の強化について。 障がい者支援センターや相談支援事業所にどのような支援力が不足しているのか、評価に基づいた具体的な強化計画が必要。この町田市障がい者福祉計画に詳細は書けないまでも、より効果的な研修等を企画するたに必要な過程は記載すべき。58ページにある支援人材対策事業との連動はできないか。	障がい者支援センター、相談支援事業所、市の担当者が連絡会等にて、相談支援の課題を明らかにし、より効率的な研修を企画・実施することを目指します。	p35	石橋委員
14		相談すること	重点施策2つ目の(仮称)孤立を抱え孤立している障がい者・家庭への相談支援について。 自ら孤立予防に向けて動くことの困難な方々にとって重要な取り組みだと思う。近隣苦情や精神科未治療の相談が入る町田市保健所との協働は欠かせないと思う。	保健所との協働については、地域包括ケアシステム構築に向けた保健・医療・福祉の連携のなかで行ってまいります。	p20	石橋委員
15		相談すること	P35 の障害福祉サービス見込み量の表の中で地域移行支援と地域定着支援の欄で「利用者数」と「利用者数(内精神)」の項目名の意味がわからなかった。下の欄は上の利用者数のうち精神の利用者数ということでしょうか。	お見込みのとおりです。表記を整理しました。	p36	西嶋委員
16		家庭を築くこと・家族を支えること	コラムの内容について。居宅介護(家事援助)、重度訪問介護での育児支援は「できない」という認識だったが、コラムに掲載しても問題ないのか？	コラムに記載のとおり、重度訪問介護においてサービスの対象としてできる場合があります。ケースごとの判断となります。	p39	宮城委員
17		家庭を築くこと・家族を支えること	育児支援の取り組みについて コラムの文章がわかりにくい。以下のように変更してはどうか。 原案：育児をする親に障害があり、十分に子どもの世話ができないような場合に、居宅介護・重度訪問介護のなかで育児支援を家事援助サービスの対象とすることができます。 一修正案：育児をする親に障害があり、十分に子どもの世話ができないような場合に、居宅介護・重度訪問介護のなかで、育児支援を家事援助・重度訪問介護のサービスの対象とすることができます。 (理由：原案だと「家事援助」のみしか育児支援をできない印象を受ける)	ご指摘をふまえ、「育児をする親に障害があり、十分に子どもの世話ができないような場合に、居宅介護・重度訪問介護のなかで育児支援をサービスの対象とすることができます。」に修正しました。	p39	堤部会長
18		家庭を築くこと・家族を支えること	修正案ではないが、「自発的活動支援事業」とは、どのようなものか？	現在行われている、障がいのある人の家族支援事業(精神障がいのある人の家族会による相談事業及び研修活動)がこれに位置付けられています。	p81	堤部会長
19		生活環境と安全・安心のこと	3行目 「災害時等障がい者支援バンダナ」の後ろに(P59コラム参照)の文言を追加してはどうか。	ご指摘のとおり修正いたしました。	p48	堤部会長
20		生活環境と安全・安心のこと	「事業概要」の下から3行目 「障がい者の方の滞在スペース」の前に、「一次避難施設における」という文言を追加してはどうか。	「一次避難施設」という言葉は「二次避難施設」との差別化のために使っているものの正式名称ではないため、「一般の避難施設」といった表記となります。ご指摘を踏まえ、「避難施設開設数や配置を見直し、一般の避難施設における感染症対策を実施するとともに、障がいがある人の滞在スペースを確保するなど…」の表記に修正しました。	p50	堤部会長
21		理解・協働のこと	災害時等障がい者支援バンダナのコラムにヘルプカードのことも触れてあると、障がいの有無を周囲に知らせ、緊急時に支援が受けやすくなるのでは？と思う。	ご指摘のとおり修正いたしました。	p61	宮城委員
22	国の指針と町田市の考え方	福祉施設の入所者の地域生活への移行	第5期を踏まえた課題の2段落目の3行目「…、グループホーム・短期入所ともに増加しています。」について、何が増加しているのかを書いていただくとわかりやすいと思う。	施設数が増加していることを記載しました。	p62	中村委員
23		地域生活支援拠点等有する機能の充実	記載されている5つの機能がp19の記載と異なっている。「相談」の機能については、国が示す機能の例として緊急時に必要な相談支援を行うことが挙げられており、相談支援部会の中でも緊急になる前の支援が必要という話が出ていたと思う。「親元からの自立等の相談」としてしまうと、議論の内容から少しずれてしまうと思う。p19の記載に統一した方がよいのではないか。	指摘をふまえ、地域生活支援拠点等について、p20にあわせて文言を修正しました。補足説明として、「国の指針と町田市の考え方」内にコラムとして地域生活支援拠点のイメージ図を掲載しました。	p20 p65	中村委員

2019年度

町田市における障害者差別解消法に関する取組み

① 相談内容と障がいの種別

相談内容	相談の主訴				障がいの種別							
	不当な差別的取扱い	合理的配慮の不提供	その他	計	身体			知的障害	精神・発達障害	難病	不明その他	計
					視覚障害	聴覚障害	肢体不自由					
市職員の対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
民間事業者の対応	3	1	2	6	0	0	5	0	0	0	1	6

② 相談者の分類

当事者	当事者の関係者	行政機関等	民間事業者	第三者	不明その他	計
5	0	0	0	1	0	6

③ 事業種別

	行政機関等	教育	雇用・就業	交通	医療・福祉	サービス(飲食等)	不動産	その他	計
不当な差別的取扱い	0	1	0	1	0	1	0	0	3
合理的配慮の不提供	0	0	0	0	1	0	0	0	1
その他	0	0	0	1	1	0	0	0	2

④ 初回相談の経路

区分	視覚障害	聴覚障害	肢体不自由	知的障害	精神・発達障害	難病	その他・不明	計
電話	0	0	0	0	0	0	1	1
窓口	0	0	5	0	0	0	0	5
メール	0	0	0	0	0	0	0	0

⑤ 相談要旨と対応

1 UDタクシーに乗車しようとしたところ、運転手から「電動車いすの乗車は出来ない」と乗車を拒否されトラブルになった。タクシー会社との話し合いに市職員も同席して欲しい。

対応) 当事者間の話し合いの場に市職員が同席。タクシー会社からは「車いすの人は乗車できない」という一点張りの説明しかなされていなかったことについて障がい者本人に謝罪があった。市からは法の周知と当事者間での建設的な対話を依頼した。

2 病院にて入院手続きの書類を記入する際、自書が困難であるため病院スタッフに代筆を求めたが断られた。代筆等の合理的配慮がなされるようにしてほしい。

対応) 市から病院に事実確認と障害者差別解消法の周知を行った。病院からは代筆等の合理的配慮について院内で改めて周知をはかると回答いただいた。

3 障がいのない学生は学校の最寄り駅からスクールバスに乗れるのに、車いす利用の学生はその少し先のバス停からしか乗車できない。障がいのない学生と異なる取扱いをされるため不当な差別ではないか。改善が図られるよう市から大学に話してほしい。(2019年度以前からの継続事案)

対応) 市から大学に対し対応状況の確認と障がい当事者の主訴を改めて伝えるため連絡をした。大学からは対応を検討中である旨、回答をいただいた。当事者とも対話が行われているとのことであったため、あらためて法の周知を行った。大学側の対応状況等について相談者に情報提供を行った。

4 (重い障がいがあり車いすを利用している方)入浴施設の利用を断られた。入浴施設の職員と対話を行ったものの入浴することができなかった。市から入浴施設に話してもらいたい。

対応) 当該入浴施設に市職員が訪問して、事実確認等を行った。入浴施設からは事故防止の観点から裸足で利用できるエリアでの車いすの利用を制限している関係で入浴を断った経過について伺った。市からは法の周知をするとともに、当事者との建設的対話を依頼した。

5 個室のトイレが狭く電動車いすでは利用しづらい、オストメイトがついているトイレの表示がないなど病院施設に対して不満がある。改善要望を出すため院内の写真撮影をしようとしたが撮影禁止の貼り紙があり、意図的に合理的配慮等の指摘を受けないようにしているのではないかと疑われるとの相談。

対応) 相談の件について、病院スタッフに直接相談したかを相談者に確認したところ、相談をしていないという回答であった。まずは病院スタッフに相談し当事者間での問題解決が図れないか試してもらったうえで市に相談をしていただくよう説明を行った。相談者の方が納得されたためその場で対応を終了した。

6 駅周辺や市役所敷地内のタクシー乗り場は歩道が切下げられており、車いす利用者がUDタクシーを利用する場合、不便がある。バス乗り場のように歩道が切り上げられた専用の乗り場の整備を求めるという趣旨の相談。

対応) 障害者差別としてではなく、福祉のまちづくりに関するご意見として受け止め、市の道路や交通等を所管する部署に情報共有を行った。

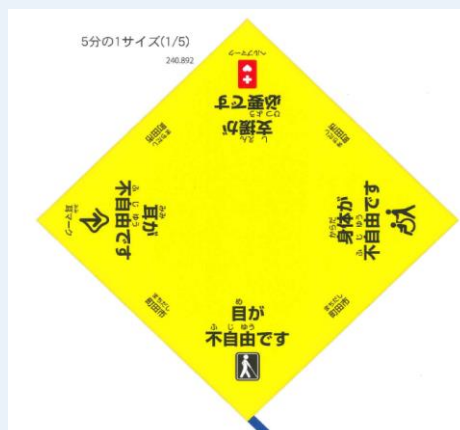
2019年度の普及啓発・理解促進の取組み

- 8月 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に関する医療機関向け研修会
- 9月 ・町田市暮らしの状況・生活の困り事に関する調査を実施
・高齢者、障がい者との接し方研修の実施（市職員向け）
- 10月 災害時等障がい者支援バンダナを作成・配布開始
- 12月 ・障害者週間期間中に市のホームページにて週間や障害者差別解消法の啓発を目的としたコンテンツを公開（併せて懸垂幕を作成し市庁舎で掲示）
・「人権週間」に市庁舎1階イベントスペースにて東京都差別解消条例の啓発ポスターを掲示
- 2月 バリアフリーロックバンド サルサバムテープによる公演会
「サルサガムテープライブ ワンダフル世界in町田」

コロナウイルス感染拡大のため中止



(写真) 懸垂幕



(写真) 災害時等障がい者支援バンダナ

障害者差別解消支援地域協議会について

地域協議会の趣旨・目的

地域において生活される障がい者の活動は広範多岐にわたり、障がい者差別に関する相談等を行うにあたっては、どの機関がどのような権限を有しているかが明らかでない場合があり、相談等を受けた機関がその内容によってはその機関だけでは対応できない場合がある。障がい者差別の解消を効果的に推進するために、地域において障がい者差別に関する相談や争いごとの防止や解決などを推進するためのネットワークとして地域協議会を組織する。

地域協議会の設置根拠

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第17条

町田市の地域協議会

町田市の地域協議会は、新たに設置する方向ではなく、「町田市障がい者施策推進協議会」が「障害者差別解消支援地域協議会」の機能を担う。（2016年度第3回障がい者施策推進協議会で承認）

役割

- 町田市の障がい者差別に関する相談内容の共有。
- 差別と思われる事案解決の後押し。
- 障がい者差別の解消の取組みの共有・分析。
- 障害者差別解消法の周知・普及啓発。
- 障がい理解のための研修・啓発。

これまでの地域協議会の活動

- 市内の障がい者差別に関する相談の件数及び事例の共有・検討 【毎年度】
- 障害者差別解消及び障がい理解促進のための周知・啓発の情報共有 【毎年度】

その他

町田市の地域協議会の立ち上げに関しては、町田市のホームページ上で公表しています。

トップページ＞医療・福祉＞障がい者のための福祉＞障がい福祉課からのお知らせ＞「障害者差別解消法」についてのお知らせ

事業者や行政機関から 障がい者差別を受けた場合の 相談を受け付けています

事業者や行政機関とのやり取りで・・・

町田市障がい者
差別解消犬ノンバリー



○ 障がいを理由に正当な理由なく障がいのない人と異なる取扱いを受けた

(例) ・障がいがある事を理由に、サービスの提供や入店を拒否された
・本人を無視して介助者や付き添いの人だけに話しかける

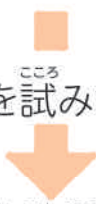
不平等な差別的取扱い

○ 障がいがあるため、配慮を求めたが理由の説明がなく断られた

(例) ・障がいがあるため、説明会の座席を前の方にしてもらうように頼んだが、理由の説明もなく断られた
・手続きの際、筆談を頼んだが一方向的に断られた

合理的配慮の不提供

当事者間で対話による問題解決を試みたものの、話し合いが進まない場合



相談窓口

受付方法

受付時間

町田市
障がい福祉課

でん 話

042-724-2147

F A X

050-3101-1653

W E B



町田市HP
トップページ > 医療・福祉 > 障がい者のための福祉
> 日常生活支援 > 相談 > 障がい者差別に関する相談
> このページの担当課へのお問い合わせ

平日
8時30分
から
17時

東京都障害者
権利擁護センター
(広域支援相談員)

でん 話

03-5320-4223

F A X

03-5388-1413

メー ル

syougaisyakennriyogo@
section.metro.tokyo.jp

平日9時
から
17時

※職場での差別など雇用分野のご相談は、事業主が設置する相談窓口もしくは、
東京労働局職業安定部職業対策課 (TEL:03-3512-1664) へ

障害者差別解消法について詳しく知りたい方は町田市HPをご覧ください。

町田市 障害者差別解消法

検索



町田市地域福祉部
障がい福祉課

障がい者差別の事例と望ましい配慮や対応

ふ とう さ べつ てき とり あつかい 不平等な差別的取扱い

ほ じょ けん
補助犬

もう どう けん かい じょ けん ちやう どう けん
(盲導犬、介助犬、聴導犬)

いっ しょ にやう てん きよ ひ
が一緒だと入店を拒否する



ふ とう さ べつ てき とり あつかい 不平等な差別的取扱い

しょう ほん にん
障がいのある本人を

む し
無視して、

かい じょ しゃ し えん しゃ
介助者や支援者、

つき そ ひと
付き添いの人だけに

はな
話しかける



こう り てき はい りょ ふ てい きやう 合理的配慮の不提供

しょう
障がいがあるため、

こう えん かい ざ せき まえ ほう
講演会の座席を前の方にして

もらうように頼んだが、理由の

せつ めい ことわ
説明もなく断られた



こう り てき はい りょ ふ てい きやう 合理的配慮の不提供

て つづ さい ひつ だん たの
手続きの際、筆談を頼んだが

いっ ぽう てき ことわ
一方的に断られた



～ 2019 年度 町田市における障がい者虐待の状況について ～

(2019 年 4 月 1 日～2020 年 3 月 31 日)

虐待通報を受けた件数 21 件 うち虐待として認定した件数 2 件

※参考 2018 年度：通報 32 件のうち虐待認定 12 件

2017 年度：通報 18 件のうち虐待認定 6 件

＜虐待の種別・種類等＞

□虐待の種別

	通報全体	虐待認定
養護者からの虐待	9	2
施設従事者からの虐待	11	0
使用者からの虐待	1	0
計	21	2

□虐待の種類（重複あり）

	通報全体	虐待認定
身体的虐待	13	2
心理的虐待	8	1
性的虐待	0	0
放棄・放任	4	0
経済的虐待	2	0

□被虐待者の障がい種別（重複あり）

	通報全体	虐待認定
身体障がい	5	1
知的障がい	12	0
精神障がい	4	1
発達障がい	1	0

□通報手段

	通報全体	虐待認定
電話	16	2
窓口	4	0
文書	1	0
計	21	2

＜虐待として認定された 2 件の被虐待者の状況＞

年齢	性別		障がい種別 (重複あり)				障害支援区分						虐待の 種別			虐待の種類					通報者	通報 手段	
	男	女	身体 障がい	知的 障がい	精神 障がい	発 達 障 がい	軽 ⇒ 重						区分なし	養 護 者	施 設 従 事 者	使 用 者	身 体 的 虐 待	心 理 的 虐 待	性 的 虐 待	放 棄 ・ 放 置			経 済 的 虐 待
							1	2	3	4	5	6											
50代	○				○							○	○			○					町田警察署	電話	
50代		○	○									○	○			○	○				通所施設職員	電話	

<通報内容と対応（概要）>

① 息子から蹴られる、部屋に閉じ込められる、自宅から追い出されるなどの身体的虐待

→ 自宅から締め出された被虐待者が警察に助けを求め、警察からの通報により虐待事案として対応。被虐待者及び虐待者に対し聞き取り調査を実施。被虐待者の盗食、借金、ギャンブル依存等の問題行動が虐待者による身体的虐待の原因であるが、行為自体は虐待と認定。虐待者には警察より口頭警告実施。虐待者を含む家族、被虐待者双方の希望により、被虐待者は生活保護受給し、家族から離れ単身生活を送ることとなる。

② 夫からの殴る蹴るなどの身体的虐待と否定的な発言による心理的虐待

→ 担当のケアマネジャーから被虐待者の右太ももにつねられた跡（内出血）があると通報を受け、虐待事案として対応。被虐待者、虐待者とされる夫及び通所先職員に対し聞き取り調査を実施。被虐待者の高次脳機能障がいによる ADL の低下から、虐待者が家事全般を担い、ストレスが原因であるが、行為自体は虐待と認定。被虐待者は介護保険サービスのショートステイを利用して夫との分離を行い、その後特別養護老人ホームに入所となる。

③ 通所先施設で部屋に閉じ込められているという身体的虐待

→ 東京都に情報が寄せられ、担当から連絡を受けたことにより、虐待事案として対応。被虐待者の母及び施設職員に対し聞き取り調査を実施。別室に閉じ込められるとされる件については、女性である被虐待者が脱衣行動などの問題行動を起こしてしまった際に、更衣室に誘導して落ち着かせるために行っていた支援であることを確認。施設も行っておらず、虐待としては認められないとの判断に至る。

<虐待防止に関する普及啓発・調査・協議会等>

□2019 年度

- ・町田市高齢者・障がい者虐待防止連絡協議会開催（2019 年 7 月、2020 年 1 月）
- ・「町田市 暮らしの状況・生活の困り事に関する調査」において、日常的な困り事や不安に感じていること、通所施設等に対するご意見等について調査を実施（2019 年 8 月）
- ・通所施設従事者向け虐待防止に関する研修会を障がい福祉課で開催（2019 年 11 月）
→ 講師：日本福祉大学福祉経営学部 学部長・教授
テーマ：「～あきらめない支援～：障害者支援における合理的配慮とは」
参加者：48 名（21 事業所）
- ・指導監査課実地指導において「虐待の防止等の為の必要な体制の整備」を改善事項として指摘（共同生活援助 3 力所、就労継続 B 型事業所 4 力所、短期入所 1 力所、生活介護 1 力所、放課後等デイサービス 2 力所）⇒ 改善報告書により改善確認済み

□2020 年度

- ・町田市高齢者・障がい者虐待防止連絡協議会開催（2020 年秋頃（予定））

2020年度 第4回町田市障がい者施策推進協議会 次第

2020年10月23日（金）10時00分～

町田市庁舎2階 市民協働おうえんルーム

【1】開会

【2】議事

次期計画 素案の検討について

次期計画素案について、パブリックコメント前の最終検討を行います。

【3】報告事項

- (1) 子ども発達支援計画について（子ども発達支援課）
- (2) 2019年度 町田市における障害者差別解消法に関する取組み
- (3) 2019年度 町田市における障がい者虐待の状況について

【4】その他

【5】閉会

- 資料1 (仮称) 町田市障がい者福祉計画 21-26 (案)
- 資料2 (仮称) 町田市障がい者福祉計画 21-26 (案) に対する各部会からの意見と対応状況
- 資料3-① 2019年度 町田市における障害者差別解消法に関する取組み
- 資料3-② 障害者差別解消支援地域協議会について
- 資料3-③ 障がい者差別相談窓口のチラシ
- 資料4 2019年度 町田市における障がい者虐待の状況について

当日配布資料1 2020年度 第4回町田市障がい者施策推進協議会 次第

当日配布資料2 (仮称) 町田市障がい者福祉計画 21-26 パブリックコメントの実施について

当日配布資料3 町田市子ども発達支援計画 (2021～2023) 行動計画の概要

当日配布資料4 令和2年度東京都自立支援協議会セミナー開催のお知らせ

次回の協議会について

2020年度 第5回町田市障がい者施策推進協議会

日程：2021年1月予定

(仮称)町田市障がい者福祉計画 21-26

パブリックコメントの実施について

町田市では、(仮称)町田市障がい者福祉計画 21-26 策定に向け、市民等から素案へのご意見をいただくパブリックコメントを実施します。

募集期間

2020年11月10日(火)～12月9日(水)【必着】

資料の閲覧 ・配布窓口

地域福祉部障がい福祉課窓口(市庁舎1階)、市政情報課(市庁舎1階)、広聴課(市庁舎1階)、男女平等推進センター(市民フォーラム3階)、生涯学習センター、各市民センター、木曽山崎連絡所、玉川学園駅前連絡所、町田駅前連絡所、鶴川駅前連絡所、南町田駅前連絡所、各市立図書館、町田市民文学館、町田市子ども発達センター、ひかり療育園、各障がい者支援センター

※計画の概要版・全体版およびご意見記入用紙は市のホームページでも公表予定。

ご意見の 提出方法

郵送、FAX、Eメール、または障がい福祉課ほか、資料を配布している窓口へ持参。

※郵送の場合は配布資料に添付している専用封筒(料金受取人払郵便)をご利用いただけます。

FAX 050-3101-1653 メール mcity4720@city.machida.tokyo.jp

広報

広報まちだ11月1日号および町田市ホームページにて周知します。

ご意見の 公表

寄せられたご意見の概要および市の考え方は、個人情報を除き2月ごろに町田市ホームページおよび上記資料配布場所で公表します。

お問い合わせ：町田市地域福祉部障がい福祉課

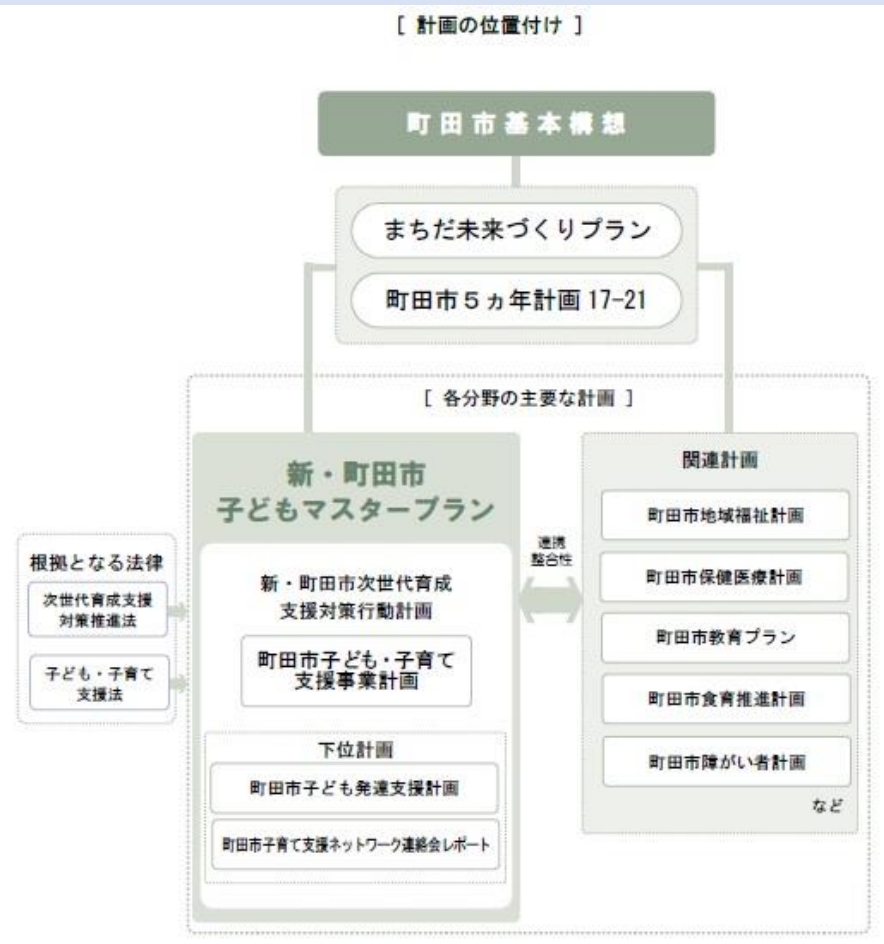
電話：042-724-2147 FAX：050-3101-1653

町田市子ども発達支援計画（2021～2023）行動計画の概要

1. 子ども発達支援計画について

1 計画策定の背景・計画の位置づけ

- ・2016 年の児童福祉法の一部改正により「障害児福祉計画」の策定が義務付けられたため、2017 年度に町田市子ども発達支援計画(2018～2020)を策定した。
- ・子ども・子育て施策との一体化を進めるために、2019 年度に策定した「新・町田市子どもマスタープラン(後期)」に子ども発達支援計画の基本計画を取込み、行動計画を3 年度ごとに策定することにした。



2 計画期間

- ・2021 年度から2023 年度までの3 ヵ年を策定する。

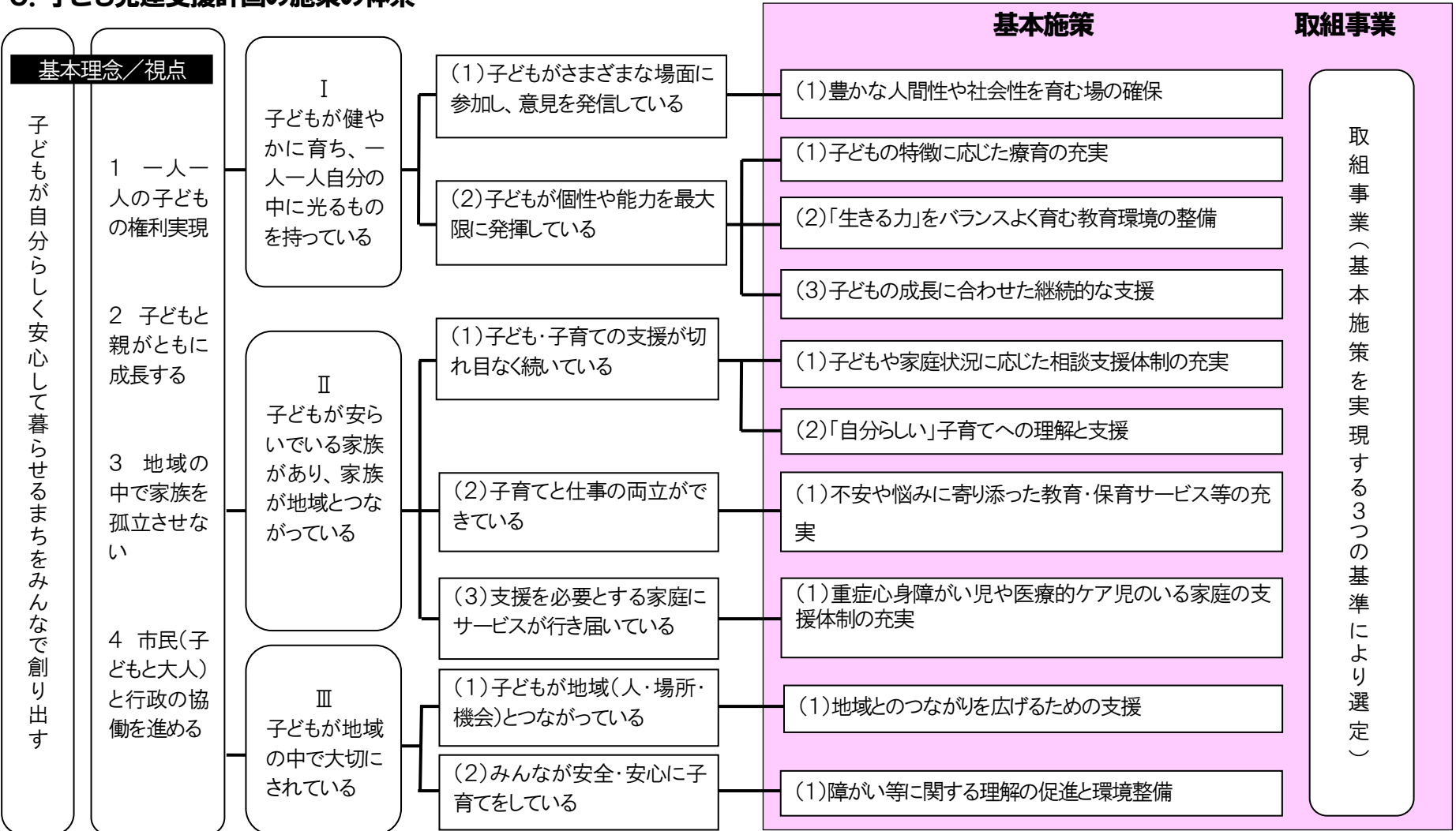
	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
新・町田市子どもマスタープラン	新・町田市子どもマスタープラン(2015～2024)						
	(前期)子ども・子育て支援事業計画(2015～2019)			(後期)子ども・子育て支援事業計画(2020～2024)			
町田市子ども発達支援計画	町田市子ども発達支援計画(2018～2020)			町田市子ども発達支援計画(2021～2023)基本計画			
				町田市子ども発達支援計画(2021～2023)行動計画			

2. 障害児福祉計画に関する国の動向

厚生労働省 障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本方針の見直し(案)

- 令和2 年1 月17 日社会保障審議会障害者部会が開催され、障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る成果目標および活動指標が示された
- 主な成果目標 障害児通所支援等の地域支援体制の整備、相談支援体制の充実・強化等
 - 主な活動指標 医療的ケア児等コーディネーターの配置、地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施等

3. 子ども発達支援計画の施策の体系



4. 基本施策の取組事業

障がいの有無にかかわらず、すべての子どもが成長できる支援体制の充実を目的に、基本施策を実現する取組事業について3つの基準(①乳幼児期から学齢期まで一貫した支援を行っている ②地域社会への参加ができる ③包容(インクルージョン*)を推進している)により選定する。

*この計画において「インクルージョン」とは、「すべての人が障がい等についての理解を深め、障がいのある人もない人も、共に暮らすことができるように、人格と個性が尊重されて社会的に包容されていること。」と考える。

5. 行動計画の策定体制

- ・町田市子ども・子育て会議 委員数:20 名(学識経験者4 名、事業者の代表4 名、事業の従事者の代表5 名、保健医療団体の代表1 名、経済団体の代表1 名、公募による保護者3 名他)
- ・庁内検討会 子ども発達支援課、障がい福祉課、保健予防課、教育センター、子ども総務課、児童青少年課、保育・幼稚園課、子育て推進課、子ども家庭支援センター

キーワードを入力してください

検索

令和2年度東京都自立支援協議会セミナー開催のお知らせ

東京都自立支援協議会では、「当事者の多様な声を聴くための具体的な仕組みをつくる」を今年度の協議事項として、東京の協議会活動の活性化に向けて取り組んでいます。

本セミナーを通して、当事者の多様な想いや声に耳を傾けるとともに、コミュニティの多様な声を聴くための仕組みについて皆さんと一緒に考えたいと思います。

テーマ

当事者の多様な想い・語りを聴くための仕組みを考える

日時

令和2年12月14日（月曜日）13時20分から16時10分まで（受付12時30分から）

会場

東京都庁第一本庁舎5階大会議場

※会場にお越しいただけない方のために、セミナー終了後に期間限定で、オンラインによる動画配信を行います。動画視聴の場合も、事前申し込みが必要です。

定員

会場参加 250名程度

動画視聴 300名

プログラム

【第1部】 講演 13時30分から14時20分まで

「当事者の多様な想い・語りを聴くための情報提供のあり方」

・又村 あおい 氏

一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会常務理事兼事務局長

【第2部】 パネルディスカッション 14時35分から16時05分まで

「私が言いたいことを言えた時」

パネリスト（障害や難病のある方とその支援者）

・櫻田 なつみ 氏

株式会社MARS、就労支援事業所co opus就労支援員兼デイケア就労支援担当

精神障がいピアサポート専門員

・中田 健士 氏

株式会社MARS代表取締役、精神保健福祉士

・岡部 宏生 氏

特定非営利活動法人境を越えて理事長、一般社団法人日本ALS協会理事

一般社団法人日本難病・疾病団体協議会理事、特定非営利活動法人DPI日本会議常任委員

コーディネーター

・岩本 操 氏

東京都自立支援協議会会長

武蔵野大学人間科学部人間科学科教授

参加方法

会場参加とオンラインによる動画視聴のいずれかを選んでいただきます。

- 1.会場参加
- 2.動画視聴

動画視聴期間は12月下旬を予定しています。

URLとパスワードは他者に教えないこと、録画・録音はしないことの2点をご承諾いただいた方に、12月中旬を目途にURLとパスワードをお送りします。

申込方法及び申込締切

下記のいずれかの方法でお申し込みください。**申込締切は、令和2年11月14日（土曜日）です。**

- 1 電子申請 入力フォームに必要事項を入力してお申し込みください。

<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?acs=reiwa2seminar>

（動画視聴をお申し込みの方は、可能な限り電子申請をご利用ください。）

- 2 FAX 令和2年度東京都自立支援協議会セミナー申込書に記入して、FAXでお送りください。

FAX 03-3235-2957

※セミナー当日、会場に来られる方は、受付で、電子申請の受付通知又は記入した申込書を提出するか、受付通知画面を提示してください。

[令和2年度東京都自立支援協議会セミナー申込書（FAX）（PDF：193KB）](#)

このページでは、全文についてPDFによる情報提供を行っております。PDFファイルによる入手が困難な場合は、下記担当へお問い合わせください。

お問い合わせ

このページの担当は [心身障害者福祉センター 地域支援課 事業担当](#) です。

[ページの先頭へ戻る](#)

[福祉保健モニター](#)

[情報公開ポータル](#)

[「未来の東京」戦略ビジョン](#)

[東京都議会](#)



[お問い合わせ](#)

[サイトポリシー](#)

[個人情報保護基本方針](#)

東京都福祉保健局：

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2丁目8番1号 電話：03-5320-4032 FAX：03-5388-1400

Copyright © Bureau of Social Welfare and Public Health, Tokyo Metropolitan Government. All Rights Reserved.

[PCサイト表示](#)